

令和4年度 母子家庭の母及び父子家庭の父の 自立支援施策の実施状況

令和6年3月22日

**こども家庭庁支援局
家庭福祉課ひとり親家庭等自立支援室**

本書は、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法(平成24年法律第92号)第4条に基づき、令和4年度における母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する施策の実施状況を公表するものです。

目次

1. 生活の状況	3	5. 就業支援に関する施策等（雇用・就業機会の増大） . . .	38
2. 支援施策の体系	8	特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)	39
ひとり親家庭等の自立支援策の体系	9	トライアル雇用助成金(一般トライアルコース)	40
自立促進計画	11	たばこ事業法の許可基準の特例	41
3. 就業支援につながる施策等（就業相談・就職支援） . . .	12	母子・父子福祉団体等への事業発注の推進	42
ハローワークによる母子家庭の母等の職業紹介状況	13	母子家庭の母及び父子家庭の父の就業支援を図る優良企業等の表彰	43
マザーズハローワーク事業の概要	14	行政機関等における母子家庭の母等の雇用促進の取組	44
母子家庭等就業・自立支援事業	15	6. 生活支援に関する施策	45
ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	20	ひとり親家庭等日常生活支援事業	46
母子・父子自立支援プログラム策定事業	23	ひとり親家庭等生活向上事業	47
4. 就業支援に関する施策等（職業訓練）	26	住宅支援資金貸付事業	49
ひとり親家庭の就労に資する訓練受講支援・訓練受講中の生活費支援	27	母子世帯等の住居の状況	50
公共職業訓練の実施	28	住居の安定確保	51
自立支援教育訓練給付金事業	29	母子生活支援施設	52
高等職業訓練促進給付金等事業	32	7. 養育費の確保策	53
高等職業訓練促進資金貸付事業	35	8. 自立を促進するための経済的支援	59
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	36	児童扶養手当	60
		母子父子寡婦福祉資金貸付金	63
		9. 各自治体における取組状況	別紙

1. 生活の状況

世帯構造別、世帯類型別にみた世帯数及び平均世帯人員の年次推移

年次	総数	世帯構造						世帯類型				平均世帯人員
		単独世帯	夫婦のみ の世帯	夫婦と未 婚の子の みの世帯	ひとり親と 未婚の子 みの世帯	三世代 世帯	その他の 世帯	高齢者 世帯	母子世帯	父子世帯	その他の 世帯	
		推 計 数 (単位：千世帯)						推 計 数 (単位：千世帯)				
7	40,770	9,213	7,488	14,398	2,112	5,082	2,478	4,390	483	84	35,812	2.91
10	44,496	10,627	8,781	14,951	2,364	5,125	2,648	5,614	502	78	38,302	2.81
13	45,664	11,017	9,403	14,872	2,618	4,844	2,909	6,654	587	80	38,343	2.75
16	46,323	10,817	10,161	15,125	2,774	4,512	2,934	7,874	627	90	37,732	2.72
19	48,023	11,983	10,636	15,015	3,006	4,045	3,337	9,009	717	100	38,197	2.63
22	48,638	12,386	10,994	14,922	3,180	3,835	3,320	10,207	708	77	37,646	2.59
25	50,112	13,285	11,644	14,899	3,621	3,329	3,334	11,614	821	91	37,586	2.51
28	49,945	13,434	11,850	14,744	3,640	2,947	3,330	13,271	712	91	35,871	2.47
令和元年	51,785	14,907	12,639	14,718	3,616	2,627	3,278	14,878	644	76	36,187	2.39
3	51,914	15,292	12,714	14,272	3,693	2,563	3,379	15,062	623	63	36,165	2.37

※ 資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」。平成7年の数値は兵庫県を除く。平成28年の数値は熊本県を除く。令和2年は調査を実施していない。

※ 「母子（父子）世帯数」の数値は、死別・離別・その他の理由で、現に配偶者のいない65歳未満の女（男）と20歳未満のその子のみで構成している世帯数

母子世帯・父子世帯の世帯数の推移

(単位：世帯)

	平成7年調査	平成12年調査	平成17年調査	平成22年調査	平成27年調査	令和2年調査
母子世帯	529,631	625,904	749,048	755,972	754,724	646,809
父子世帯	88,081	87,373	92,285	88,689	84,003	74,481

※ 総務省「国勢調査」（各年10月1日現在）による。

※ 「母子（父子）世帯数」の数字は、「未婚、死別又は離別の女（男）親と、その未婚の20歳未満の子どものみからなる世帯（他の世帯員がいないもの）」の世帯数

所得の種類別一世帯当たり平均所得金額

(単位：万円)

	総所得	稼働所得	公的年金・ 恩給	財産所得	年金以外の 社会保障 給付金	仕送り・ 企業年金・ 個人年金・ その他の所得	世帯人員1人 当たり平均所 得金額
母子世帯	328.2	270.6	10.2	0.1	40.9	6.3	123.7
児童のいる世帯	785.0	721.7	24.5	11.6	19.1	8.1	194.8
全世帯	545.7	399.6	109.7	15.3	6.0	15.1	235.0
高齢者世帯	318.3	80.3	199.9	17.2	1.8	19.0	206.1

資料：厚生労働省「2022（令和4）年国民生活基礎調査」

（注1）所得は、令和2年1年間の所得である。

（注2）その他の所得には、特別定額給付金を含む。

令和2年における年間就労収入の分布について（母又は父自身の就労収入）

(単位：%)

	100万円未満	100～200 万円未満	200～300 万円未満	300～400 万円未満	400万円以上	平均年間 就労収入
母子世帯	19.7 (22.3)	27.7 (35.8)	24.2 (21.9)	13.3 (10.7)	15.1 (9.2)	236万円 (200万円)
父子世帯	7.5 (8.2)	5.3 (11.7)	11.6 (15.3)	20.1 (24.9)	55.5 (39.9)	496万円 (398万円)

資料：厚生労働省「令和3年度全国ひとり親世帯等調査」

※（ ）内の数値は、平成27年における年間就労収入の分布

母子家庭・父子家庭の現状

	母子世帯	父子世帯
1 世帯数（推計値）	1 1 9.5万世帯（1 2 3.2万世帯）	1 4.9万世帯（1 8.7万世帯）
2 ひとり親世帯になった理由	離婚 7 9.5%（7 9.5%） [7 9.6%] 死別 5.3%（ 8.0%） [5.3%]	離婚 6 9.7%（7 5.6%） [7 0.3%] 死別 2 1.3%（1 9.0%） [2 1.1%]
3 就業状況	8 6.3%（8 1.8%） [8 6.3%]	8 8.1%（8 5.4%） [8 8.2%]
うち 正規の職員・従業員	4 8.8%（4 4.2%） [4 9.0%]	6 9.9%（6 8.2%） [7 0.5%]
うち 自営業	5.0%（ 3.4%） [4.8%]	1 4.8%（1 8.2%） [1 4.5%]
うち パート・アルバイト等	3 8.8%（4 3.8%） [3 8.7%]	4.9%（ 6.4%） [4.6%]
4 平均年間収入（母又は父自身の収入）	2 7 2万円（2 4 3万円） [2 7 3万円]	5 1 8万円（4 2 0万円） [5 1 4万円]
5 平均年間就労収入（母又は父自身の就労収入）	2 3 6万円（2 0 0万円） [2 3 6万円]	4 9 6万円（3 9 8万円） [4 9 2万円]
6 平均年間収入（同居親族を含む世帯全員の収入）	3 7 3万円（3 4 8万円） [3 7 5万円]	6 0 6万円（5 7 3万円） [6 0 5万円]

資料：厚生労働省「令和3年度全国ひとり親世帯等調査」

※令和3年度の調査結果は推計値であり、前回（平成28年度）の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。

※（ ）内の値は、前回（平成28年度）調査結果を表している。（平成28年度調査は熊本県を除いたものである）

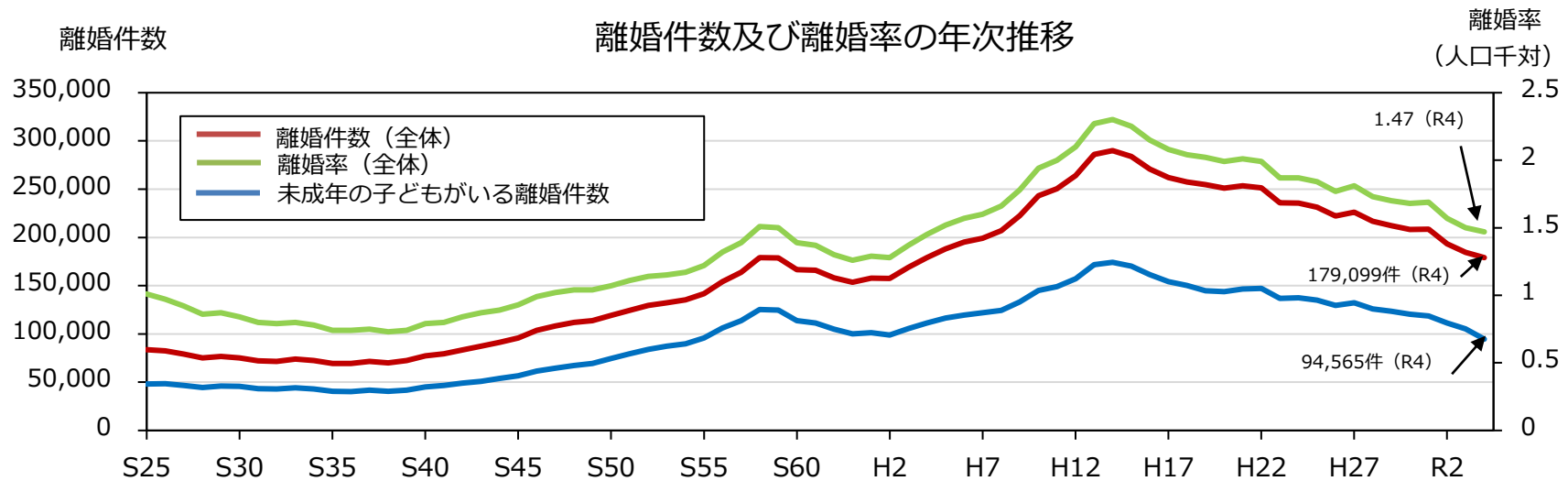
※[]内の値は、令和3年度の調査結果の実数値を表している。

※「平均年間収入」及び「平均年間就労収入」は、令和2年の1年間の収入。

※集計結果の構成割合については、原則として、「不詳」となる回答（無記入や誤記入等）がある場合は、分母となる総数に不詳数を含めて算出した値（比率）を表している。

母子家庭と父子家庭の現状

- 母子のみにより構成される母子世帯数は約77万世帯、父子のみにより構成される父子世帯数は約8万世帯
(令和3年度全国ひとり親世帯等調査)
- 母子以外の同居者がいる世帯を含めた全体の母子世帯数は約120万世帯、父子世帯数は約15万世帯
(令和3年度全国ひとり親世帯等調査)
- 児童扶養手当受給者数は約81.8(確定値)万人(令和4年度末時点、福祉行政報告例)
- 母子世帯になった理由は、離婚が79.5%と最も多く、次いで未婚の母10.8%、死別5.3%となっている。
父子世帯になった理由は、離婚が69.7%と最も多く、次いで死別が21.3%となっている。
※昭和58年では母子世帯、父子世帯ともに離婚約5割、死別約4割
- 離婚件数は約17.9万件(令和4年人口動態統計(確定数))
従来、増加傾向にあったが、平成15年から概ね減少傾向。
うち、未成年の子どもがいる離婚件数は約9.5万件で、全体の52.8%となっている。
- 離婚率(人口千対)は1.47(令和4年人口動態統計(確定数))。韓国2.1(2020年)、アメリカ2.3(2020年)、フランス1.9(2016年)、ドイツ1.7(2020年)、スウェーデン2.5(2020年)、イギリス1.7(2020年)より低く、イタリア1.1(2020年)よりは高い水準(OECD Family database)。



※未成年の子どもがいる離婚件数は、R4年3月までは、20歳未満の未婚の子、R4年4月以降は18歳未満の子をいう。

2. 支援施策の体系

ひとり親家庭等の自立支援策の体系

- ひとり親家庭等に対する支援として、「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費の確保策」、「経済的支援策」の4本柱により施策を推進。

子育て・生活支援

- 母子・父子自立支援員による相談支援
- ヘルパー派遣、保育所等の優先入所
- こどもの生活・学習支援事業等による子どもへの支援
- 母子生活支援施設の機能拡充 など

就業支援

- 母子・父子自立支援プログラムの策定やハローワーク等との連携による就業支援の推進
- 母子家庭等就業・自立支援センター事業の推進
- 能力開発等のための給付金の支給 など

養育費確保支援

- 養育費等相談支援センター事業の推進
- 母子家庭等就業・自立支援センター等における養育費相談の推進
- 「養育費の手引き」やリーフレットの配布 など

経済的支援

- 児童扶養手当の支給
- 母子父子寡婦福祉資金の貸付
就職のための技能習得や児童の修学など12種類の福祉資金を貸付 など

- 「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づき、

- ① 国が基本方針を定め、
- ② 都道府県等は、基本方針に即し、区域におけるひとり親家庭等の動向、基本的な施策の方針、具体的な措置に関する事項を定める自立促進計画を策定。

【ひとり親支援施策の変遷】

- 平成14年より「就業・自立に向けた総合的な支援」へと施策を強化し、「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費の確保策」、「経済的支援策」の4本柱により施策を推進中。
- 平成24年に「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」が成立
- 平成26年の法改正(※)により、支援体制の充実、就業支援施策及び子育て・生活支援施策の強化、施策の周知の強化、父子家庭への支援の拡大、児童扶養手当と公的年金等との併給制限の見直しを実施。(※母子及び父子並びに寡婦福祉法、児童扶養手当法)
- 平成28年の児童扶養手当法の改正により、第2子、第3子以降加算額の最大増を実施。
- 平成30年の児童扶養手当法の改正により、支払回数を年3回から年6回への見直しを実施。
- 令和2年の児童扶養手当法の改正により、児童扶養手当と障害年金の併給調整の見直しを実施。

母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針の全体像

1. 方針のねらい

母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に基づき、特別措置法等の趣旨、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の実態等を踏まえつつ、母子家庭等施策の展開の在り方について、国民一般に広く示すとともに、都道府県、市(特別区を含む。)及び福祉事務所を設置する町村において自立促進計画を策定する際の指針を示すこと等により、母子家庭等施策が総合的かつ計画的に展開され、個々の母子家庭等に対して効果的に機能することを目指すものである。

2. 方針の対象期間 令和2年度から令和6年度までの5年間

第1 母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項

- 離婚件数の推移等
- 世帯数の推移等
 - 世帯数
 - 生別、死別の割合
 - 寡婦の数等
 - 児童扶養手当受給者数
- 年齢階級別状況
- 住居の状況
 - 持ち家率、借家、公営住宅等の割合
- 就業状況
 - 正規の職員・従業員、パート・アルバイト等の割合
- 収入状況
 - 平均年間収入、平均年間就労収入
- 学歴の状況
- 相対的貧困率
- 養育費の取得状況
- 面会交流の実施状況
- 子どもの状況等
 - 子どもの数、就学状況別
- その他
 - 公的制度等の利用状況
 - 子どもについての悩み
 - 困っていること
 - 相談相手について
- まとめ

第2 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項

- 今後実施する母子家庭等及び寡婦施策の基本的な方向性
 - 国、都道府県及び市町村の役割分担と連携
 - 関係機関相互の協力
 - 相談機能の強化
 - 子育て・生活支援の強化
 - 就業支援の強化
 - 養育費の確保及び面会交流に関する取決めの促進
 - 福祉と雇用の連携
 - 子どもの貧困対策
- 実施する各施策の基本目標
 - 子育てや生活の支援策
 - 就業支援策
 - 養育費の確保及び面会交流に関する取決めの促進
 - 経済的支援策
 - その他(職員の人材確保・専門性向上等)
- 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項
 - 国等が講ずべき措置
 - 都道府県、市町村等が講ずべき措置に対する支援
 - 就業の支援に関する施策の実施の状況の公表
 - 基本方針の評価と見直し
 - 関係者等からの意見聴取
 - その他(関係団体との連携等)

第3 都道府県等が策定する自立促進計画の指針となるべき基本的な事項

- 手続きについての指針
 - 自立促進計画の期間
 - 他の計画との関係
 - 自立促進計画策定前の手続
 - 調査・問題点の把握
 - 基本目標
 - 合議制機関からの意見聴取
 - 関係者等からの意見聴取
 - 自立促進計画の評価と次期自立促進計画の策定
 - 評価
 - 施策評価結果の公表
 - 次の自立促進計画の策定
- 自立促進計画に盛り込むべき施策についての指針
 - 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項
 - 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項
 - 福祉サービスの提供、職業能力の向上の支援その他母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項
 - 内閣総理大臣が提示した施策メニュー
 - 都道府県等及び市等独自の施策メニュー

自立促進計画

地域の実情に応じて、計画的に母子家庭等及び寡婦の自立支援施策を実施できるよう、講じようとする施策の基本となるべき事項や、福祉サービスの提供や職業能力の向上の支援などの講ずべき具体的な措置に関する事項等、母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する計画を策定する。

※平成26年10月1日に「母子家庭及び寡婦自立促進計画」を「自立促進計画」に改称。

<自立促進計画の策定状況>

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
平成29年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	31か所 (64.6%)	214か所 (27.1%)	312か所 (34.5%)
平成30年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	34か所 (63.0%)	205か所 (26.1%)	306か所 (33.8%)
令和元年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	36か所 (62.1%)	208か所 (26.6%)	311か所 (34.3%)
令和2年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	37か所 (61.7%)	190か所 (24.4%)	294か所 (32.4%)
令和3年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	36か所 (58.1%)	180か所 (23.1%)	283か所 (31.1%)
令和4年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	37か所 (59.7%)	160か所 (20.5%)	264か所 (29.0%)

出典：厚生労働省子ども家庭局、こども家庭庁支援局調べ

(注) ()内は都道府県、市等における実施割合

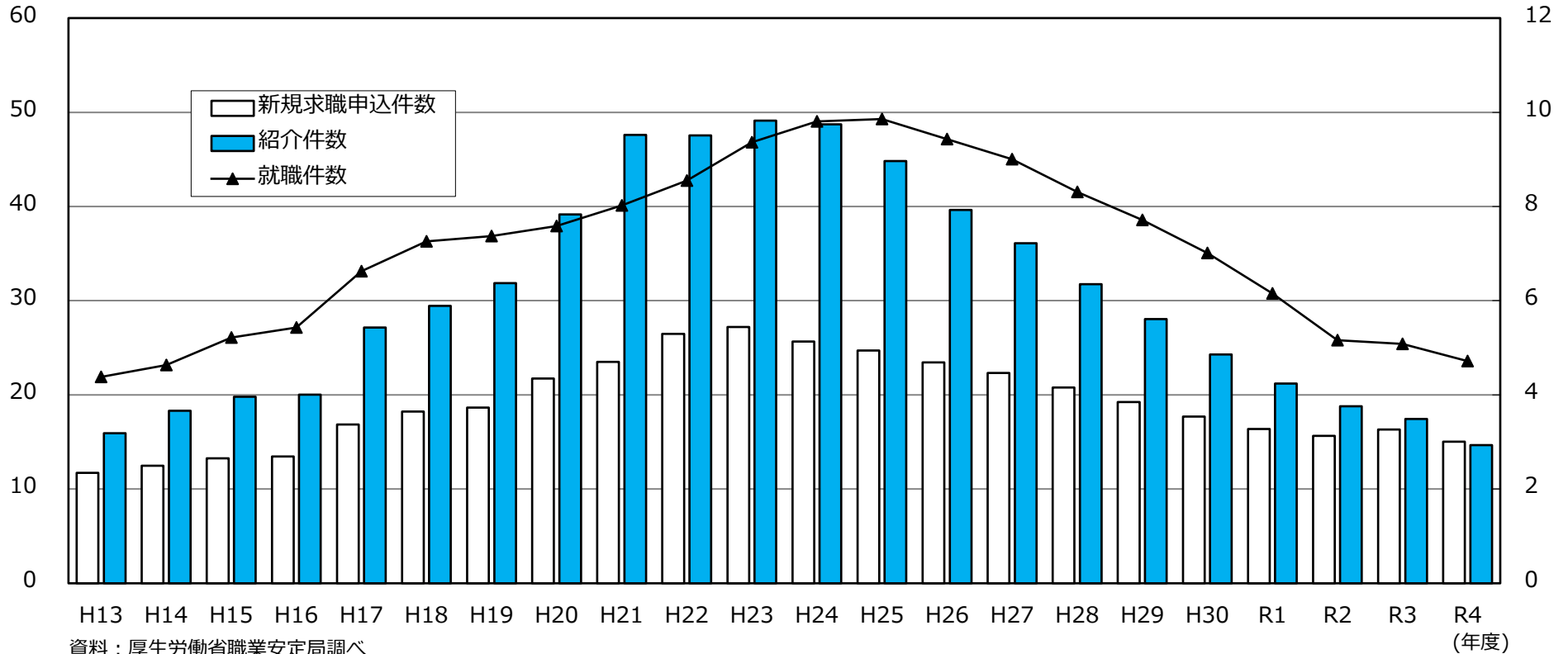
3. 就業支援につながる施策等

(就業相談・就職支援)

ハローワークによる母子家庭の母等の職業紹介状況

新規求職申込・
紹介件数(万件)

就職件数(万件)



	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
新規求職申込み件数	192,277件	176,954件	163,700件	156,488件	163,098件	150,215件
紹介件数	280,584件	242,952件	212,167件	187,846件	174,412件	146,626件
就職件数	77,134件	70,127件	61,526件	51,593件	50,814件	47,179件

資料：厚生労働省職業安定局調べ

令和6年度当初予算案 42億円 (40億円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

子育て中の女性等に対する就職支援を強化するため、専門支援窓口「マザーズハローワーク」「マザーズコーナー」を設置。子ども連れで来所しやすい環境を整備し、求職者の状況に応じた担当者制の個別支援を行う。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

「マザーズハローワーク」「マザーズコーナー」における就職支援の拡充

設置箇所 マザーズハローワーク 21か所→ **23か所**
マザーズコーナー 185か所→ 183か所

支援内容

実施体制 職業相談員 239人 → 239人
就職支援ナビゲーター 321人 → **325人**
求人者支援員 31人 → **33人**

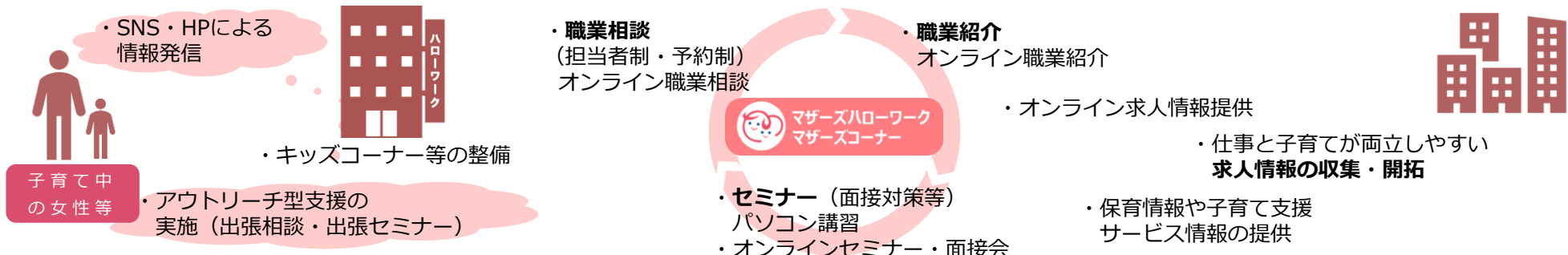


- 一人ひとりの状況に応じた **きめ細かな就職支援**
担当者制・予約制によるきめ細かな職業相談・職業紹介を実施。地域の子育て支援拠点や子育て中の女性等の支援に取り組むNPOへのアウトリーチ型支援（出張相談、就職支援セミナー）のための就職支援ナビゲーターを配置（21か所→**23か所**）。
- 求職者の希望やニーズに適合する求人開拓のほか、**仕事と子育てが両立しやすい求人情報を収集・提供**
- 就職活動に向けた心構え、面接対策、パソコン講習など、**再就職に資する各種セミナーの実施**
- 各種就職支援サービスのオンライン化の推進
子育て中の女性等が自宅でも就職活動ができるよう、全国のマザーズハローワーク及び主要なマザーズコーナー（21か所→**53か所**）において、各種就職支援サービスをオンラインで利用できる「オンラインマザーズハローワーク」を実施。SNS、HPを活用したイベント情報発信によりマザーズハローワークの利用を促進。

マザーズハローワークへの誘導

就職支援メニューの提供

就職



マザーズハローワーク事業実績	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
担当者制による重点支援対象者数	75,085人	75,261人	72,242人	60,749人	61,517人	63,852人
重点支援対象者の就職件数	69,765件	70,076件	67,791件	57,072件	58,108件	61,381件

<母子家庭等対策総合支援事業費補助金> 令和6年度予算案 163 億円の内数 (162 億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算

1 事業の目的

- 母子家庭の母及び父子家庭の父等（離婚前から当該事業による支援が必要な者も含む）に対し、就業相談から就業情報の提供等までの一貫した就業支援サービスや養育費の取り決めなどに関する専門相談など生活支援サービスを提供する事業。
- 親子交流支援事業について、対象者要件を見直し（児童扶養手当受給者要件の撤廃）。

2 事業の概要

(1) 母子家庭等就業・自立支援センター事業

就業支援事業

- ・就業相談、助言の実施、企業の意識啓発、求人開拓の実施等
- 【1か所あたり最大9,677千円】

就業支援講習会等事業

- ・就業準備等に関するセミナーや、資格等を取得するための就業支援講習会の開催
- 【1か所あたり最大14,418千円】

在宅就業推進事業 (H20~)

- ・在宅就業に関するセミナーの開催や在宅就業コーディネーターによる支援等
- 【1か所あたり最大11,000千円】

相談関係職員研修支援事業 (H26~)

- ・相談関係職員の資質向上のための研修会の開催や研修受講支援等
- 【1か所あたり2,837千円】

就業情報提供事業

- ・求人情報の提供 ・電子メール相談等
- 【1か所あたり2,861千円】

養育費等支援事業

- ・生活支援の実施 ・養育費相談の実施等
- 【1か所あたり最大25,839千円】

親子交流支援事業【拡充】

- ・親子交流（面会交流）援助の実施等
- **対象者の要件見直し**
- 【1か所あたり最大4,201千円】

心理カウンセラー等配置 (R3~)

- ・心理担当職員の配置
- 【1か所あたり3,000千円】

就業環境整備支援事業

- ・PC等の貸与を行うことで在宅就業や各種訓練に必要な環境整備を図る
- 【1か所あたり2,880千円】

広報啓発・広聴、ニーズ把握活動等事業 (H26~)

- ・地域の特性を踏まえた広報啓発活動や支援施策に係るニーズ調査の実施等
- 【1か所あたり2,300千円】

(2) 一般市等就業・自立支援事業

- 母子家庭等就業・自立支援センター事業の支援メニューの中から、地域の実情に応じ実施 【1か所あたり最大20,689千円】
- 心理カウンセラー配置する場合 【1市町村あたり3,000千円】
- 在宅就業や各種訓練に必要な環境整備を図る場合 【1市町村あたり2,880千円】

3 実施主体等

- 【実施主体】 (1) 都道府県・指定都市・中核市
(2) 一般市・特別区・福祉事務所設置町村

【補助率】 国1/2、都道府県・指定都市・中核市・一般市等1/2

【相談実績】 令和4年度就業相談件数（延べ数）99,655件

【母子家庭等就業・自立支援センター設置状況】

	都道府県	指定都市	中核市	合計
令和4年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	49か所 (79.0%)	116か所 (89.9%)

母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施状況

	都道府県	指定都市	中核市	合計
平成15年度	39か所 (83.0%)	8か所 (61.5%)	11か所 (31.4%)	58か所 (61.1%)
平成29年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	45か所 (93.8%)	112か所 (97.4%)
平成30年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	49か所 (90.7%)	116か所 (95.9%)
令和元年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	49か所 (84.5%)	116か所 (92.8%)
令和2年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	51か所 (85.0%)	118か所 (92.9%)
令和3年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	48か所 (77.4%)	115か所 (89.1%)
令和4年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	49か所 (79.0%)	116か所 (89.9%)

出典：厚生労働省子ども家庭局、こども家庭庁支援局調べ

(注) ()内は都道府県、市における実施割合

就業相談の実施状況(母子家庭等就業・自立支援センターのメニュー)

母子家庭の母等の就業相談に応じ、家庭の状況、職業能力の適性、職業訓練の必要性等を踏まえ、就業への意欲形成等について助言を行うとともに、求人情報等を提供している。

また、就業に係る巡回相談を行うとともに、地域の企業に対し、母子家庭の母等に対する理解と協力を得つつ、求人を開拓する就業促進活動を行っている。平成21年度からは、事業の対象に父子家庭を追加して実施。

	相談件数 (延べ数)	就業実績(延べ数)			
		総数	内訳		
			常勤	非常勤・パート	自営業・その他
平成15年度	14,585件	1,262件	420件	822件	20件
平成29年度	75,537件	5,412件	2,552件	2,813件	47件
平成30年度	75,918件	4,227件	2,207件	1,947件	73件
令和元年度	87,241件	3,891件	1,914件	1,825件	152件
令和2年度	90,273件	3,444件	1,503件	1,855件	86件
令和3年度	92,765件	3,181件	1,427件	1,704件	50件
令和4年度	99,655件	3,275件	1,543件	1,661件	71件

※1名の利用者が就業相談、就業支援講習会、就業情報提供事業を利用して就職した場合は、それぞれ1件として数えている。

出典：厚生労働省子ども家庭局、こども家庭庁支援局調べ

就業支援講習会の実施状況(母子家庭等就業・自立支援センターのメニュー)

母子家庭の母等については、就業経験がない者、専業主婦であった期間が長く再就職に不安がある者、転職希望はあるが仕事と家庭の両立に不安を抱えている者、就業に際して必要な技能の習得やより良い仕事に就くためのキャリアアップを望む者、起業するためのノウハウの習得を望む者など、様々なニーズがあると考えられる。

このような様々なニーズに応じて仕事に結びつく可能性の高い能力や資格を習得するための就業支援講習会を開催している。平成25年度からは、事業の対象に父子家庭を追加して実施。

	受講者数 (延べ数)	就業実績(延べ数)			
		総数	内訳		
			常勤	非常勤・パート	自営業・その他
平成15年度	15,504件	757件	216件	415件	126件
平成29年度	28,072件	1,914件	834件	900件	180件
平成30年度	22,486件	1,905件	778件	999件	128件
令和元年度	22,336件	1,981件	873件	1,002件	106件
令和2年度	22,223件	1,830件	782件	907件	141件
令和3年度	18,219件	2,120件	874件	1,120件	126件
令和4年度	17,257件	2,141件	953件	1,043件	145件

※1名の利用者が就業相談、就業支援講習会、就業情報提供事業を利用して就職した場合は、それぞれ1件として数えている。

出典：厚生労働省子ども家庭局、こども家庭庁支援局調べ

就業情報提供事業の実施状況(母子家庭等就業・自立支援センターのメニュー)

就業支援講習会の修了者等の求職活動を支援するため、ハローワーク等の職業紹介機関と連携しつつ、母子家庭等就業支援バンクを開設し、母子家庭の母等の希望する雇用条件等を登録し、希望に応じた求人情報を登録された母子家庭の母等に適宜提供するとともに、インターネット等を活用した情報提供、電子メールによる相談、企業等への雇用を促進するための啓発活動などを行っている。平成21年度からは、事業の対象に父子家庭を追加して実施。

	情報提供件数 (延べ数)	就業実績(延べ数)			
		総数	内訳		
			常勤	非常勤・パート	自営業・その他
平成15年度	7,256件	653件	207件	415件	31件
平成29年度	102,539件	3,972件	2,179件	1,729件	64件
平成30年度	107,528件	3,045件	1,614件	1,407件	24件
令和元年度	96,248件	2,755件	1,441件	1,268件	46件
令和2年度	90,052件	2,410件	1,141件	1,223件	46件
令和3年度	90,685件	2,264件	1,129件	1,103件	32件
令和4年度	100,670件	2,117件	1,035件	1,014件	68件

※1名の利用者が就業相談、就業支援講習会、就業情報提供事業を利用して就職した場合は、それぞれ1件として数えている。

出典：厚生労働省子ども家庭局、こども家庭庁支援局調べ

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和6年度予算案 163 億円の内数 (162 億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算

1 事業の目的

- 地方自治体の相談窓口にて、就業支援を担う「就業支援専門員」を配置し、就業支援の専門性と体制を確保するとともに、母子・父子自立支援員が弁護士等の専門職種の支援を受けながら相談対応を行える体制づくりや、相談対応以外の事務的な業務を補助する職員の配置、休日・夜間の相談体制づくりを支援することで、相談支援体制の質・量の充実を図り、総合的な支援体制を構築・強化することを目的とする。

2 事業の概要

(1) 就業支援専門員配置等事業【1か所あたり年額5,000千円】

「就業支援専門員」を配置し、母子・父子自立支援員と連携・協力して相談支援に当たることで、

- ①地域の实情に応じた相談窓口のワンストップ化を推進、②就業を軸とした的確かつ継続的な支援の提供、③SNS等を活用した支援施策に関する周知などを行う。

(2) 集中相談事業【1か所あたり年額3,100千円】

児童扶養手当の現況届の提出時期（8月）等に、ハローワーク職員、公営住宅・保育所・教育関係部局職員、母子家庭等就業・自立支援センター職員、婦人相談所職員、弁護士等を相談窓口にて配置して、様々な課題に集中的に対応できる相談の機会を設定する。

(3) 相談支援体制強化事業（R4～）

ア 弁護士・臨床心理士等による相談対応支援【1か所あたり年額2,210千円】

母子・父子自立支援員が、弁護士や臨床心理士等の専門職種のバックアップを受けながら相談支援を行える体制づくりに必要な費用の補助を行う。

イ 補助職員配置支援【1か所あたり年額4,648千円】

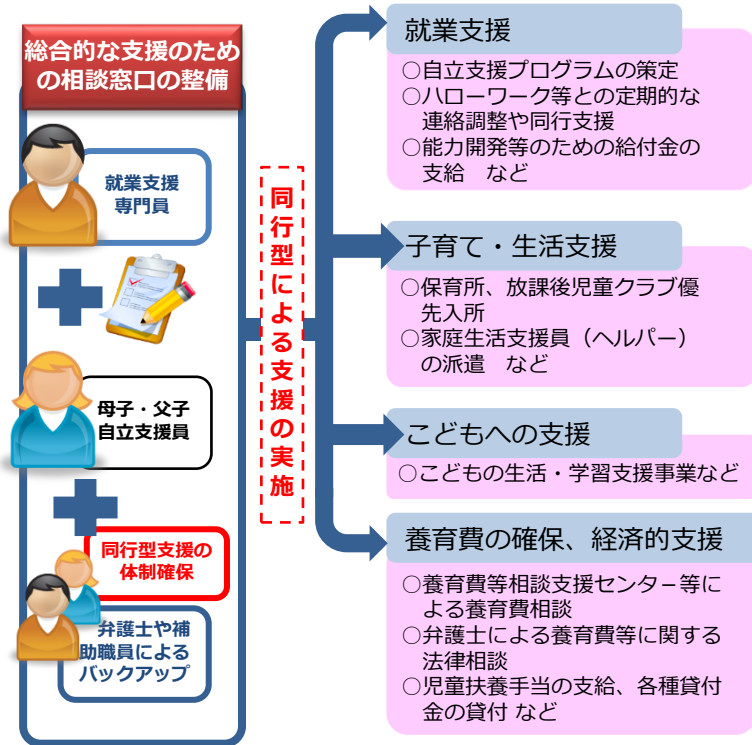
母子・父子自立支援員が相談支援に重点を置いた業務を行うことができるよう、相談支援以外の事務的な業務を補助する者の配置に必要な費用の補助を行う。

ウ 夜間・休日対応支援【1か所あたり年額1,681千円】※土日対応を行う場合

ひとり親の就労時間外の相談ニーズに対応できるよう、休日や夜間に相談対応を行った場合に追加的に係る費用の補助を行う。

エ 同行型支援【1か所あたり年額1,821千円】（R5～）

ひとり親が必要とする相談支援等を受けられるように、新たに同行支援や継続的な見守り支援等の同行型支援を行うための体制づくりに必要な人件費や旅費、備品購入費等の費用の補助を行う。



3 実施主体等

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市・一般市等

【補助率】国1/2、都道府県・指定都市・中核市・一般市等1/2

【事業実績】

就業支援専門員の配置状況等	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
配置人数	52名	61名	74名	93名	98名	103名	107名
相談対応件数（延べ数）	12,553件	19,091件	26,169件	27,959件	37,268件	38,171件	38,975件

母子・父子自立支援員の配置

母子・父子自立支援員は、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の抱えている問題を把握し、その解決に必要な助言及び情報提供を行うなど、自立に向けた総合的支援を行う者である。

※平成26年10月1日に「母子自立支援員」を「母子・父子自立支援員」に改称。

母子・父子自立支援員の配置状況

	母子・父子自立支援員		
	常勤	非常勤	計
平成15年度	381名	962名	1,343名
平成29年度	520名	1,244名	1,764名
平成30年度	494名	1,268名	1,762名
令和元年度	494名	1,268名	1,762名
令和2年度	513名	1,268名	1,781名
令和3年度	481名	1,307名	1,788名
令和4年度	469名	1,338名	1,807名

出典：厚生労働省子ども家庭局、こども家庭庁支援局調べ（注）各年度末現在。

令和4年度相談件数

		生活一般	再掲			児童	経済的支援・生活援護	再掲		その他	合計
			うち就労	うち配偶者等の暴力	うち養育費			うち福祉資金	うち児童扶養手当		
母子・寡婦	件数	208,360	73,171	12,981	11,905	64,186	342,625	196,954	90,474	13,498	628,669
	割合	33.1%	11.6%	2.1%	1.9%	10.2%	54.5%	31.3%	14.4%	2.1%	100.0%
父子	件数	6,226	1,531	140	369	3,714	12,398	6,086	3,846	238	22,576
	割合	27.6%	6.8%	0.6%	1.6%	16.5%	54.9%	27.0%	17.0%	1.1%	100.0%
合計	件数	214,586	74,702	13,121	12,274	67,900	355,023	203,040	94,320	13,736	651,245
	割合	33.0%	11.5%	2.0%	1.9%	10.4%	54.5%	31.2%	14.5%	2.1%	100.0%

就業支援専門員の配置

地方自治体の相談窓口に母子・父子自立支援員に加え、就業支援専門員を配置することにより、就業支援の専門性と体制を確保するとともに、母子・父子自立支援員のその他の専門性を高めることにより、相談支援体制の質・量の充実を図り、総合的な相談支援を実施する。

平成26年度より、都道府県、市、福祉事務所設置町村を実施主体として実施しており、令和4年度は全国50自治体で実施した。

就業支援専門員の配置状況

	就業支援専門員		就業支援専門員	
	計		計	
平成27年度	36名		令和元年度	93名
平成28年度	52名		令和2年度	98名
平成29年度	61名		令和3年度	103名
平成30年度	74名		令和4年度	107名

出典：厚生労働省子ども家庭局、こども家庭庁支援局調べ

(注) 各年度未現在。

相談実績

	就業相談員の相談件数 (延べ数)		就業相談員の相談件数 (延べ数)	
平成27年度	8,456件		令和元年度	27,959件
平成28年度	12,553件		令和2年度	37,268件
平成29年度	19,091件		令和3年度	38,171件
平成30年度	26,169件		令和4年度	38,975件

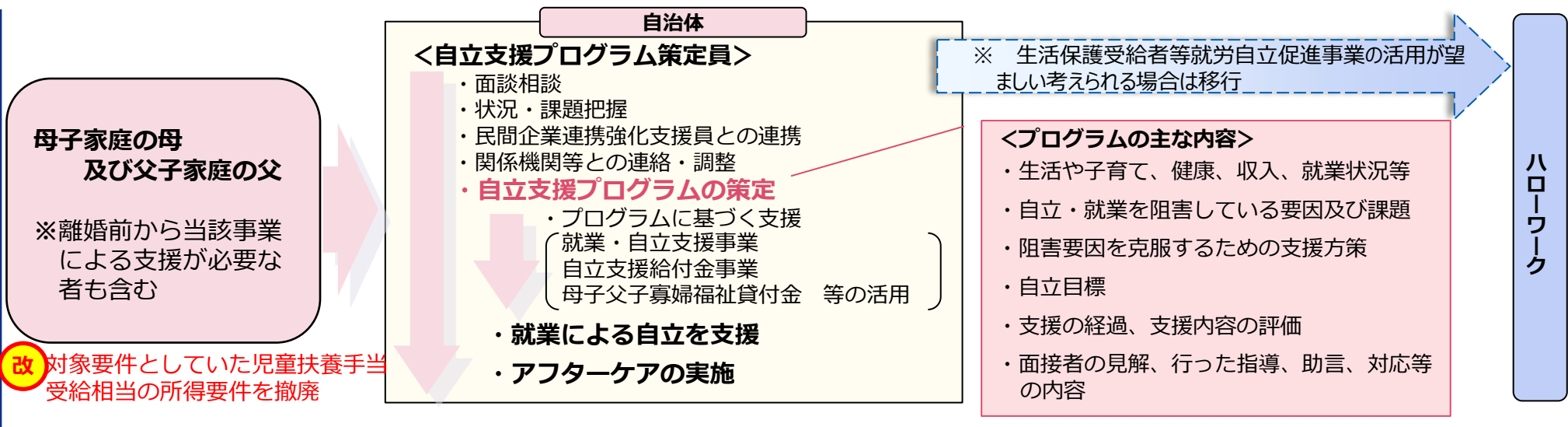
出典：厚生労働省子ども家庭局、こども家庭庁支援局調べ

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和6年度予算案 163 億円の内数 (162 億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算

1 事業の目的

- 福祉事務所等に自立支援プログラム策定員を配置し、母子家庭の母及び父子家庭の父（離婚前から当該事業による支援が必要な者も含む）に対し、①個別に面接を実施し、②本人の生活状況、就業への意欲、資格取得への取組等について状況把握を行い、③個々のケースに応じた支援メニューを組み合わせた自立支援プログラムを策定し、④プログラムに沿った支援状況をフォローするとともに、⑤プログラム策定により自立した後も、生活状況や再支援の必要性を確認するためアフターケアを実施し、自立した状況を継続できるよう支援を行う。

2 事業の概要



3 実施主体等

【実施主体】都道府県・市・福祉事務所設置町村

【補助率】国10/10

【補助単価】

1プログラムあたり20千円 ※アフターケアを行う場合20千円を加算
 キャリアコンサルタントによる講習等受講経費 1自治体あたり97千円

【実施自治体数】

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
令和4年度	41か所 (87.2%)	20か所 (100.0%)	45か所 (72.6%)	493か所 (63.2%)	599か所 (65.9%)

【事業実績】

	策定件数	就業実績
令和4年度	5,302件	3,409件

(注) ()内は、都道府県、市等における実施割合。

母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施状況

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
平成18年度	27か所 (57.4%)	12か所 (80.0%)	14か所 (37.8%)	152か所 (20.0%)	205か所 (23.8%)
平成29年度	41か所 (87.2%)	20か所 (100.0%)	41か所 (85.4%)	480か所 (60.8%)	582か所 (64.4%)
平成30年度	41か所 (87.2%)	20か所 (100.0%)	46か所 (85.2%)	475か所 (60.6%)	582か所 (64.3%)
令和元年度	39か所 (83.0%)	20か所 (100.0%)	42か所 (72.4%)	481か所 (61.5%)	582か所 (64.2%)
令和2年度	38か所 (80.9%)	19か所 (95.0%)	46か所 (76.7%)	484か所 (62.1%)	587か所 (64.7%)
令和3年度	40か所 (85.1%)	20か所 (100.0%)	45か所 (72.6%)	509か所 (65.3%)	614か所 (67.5%)
令和4年度	41か所 (87.2%)	20か所 (100.0%)	45か所 (72.6%)	493か所 (63.2%)	599か所 (65.9%)

出典：厚生労働省子ども家庭局、こども家庭庁支援局調べ

(注1) ()内は都道府県、市における実施割合。

(注2) 「一般市等」とは、市(指定都市及び中核市を除く。)、特別区及び福祉事務所設置町村のことである(以下同じ)。

母子・父子自立支援プログラム策定事業の実績

	自立支援計画書 策定件数	就業実績（延べ数）			
		総数	内訳		
			常勤	非常勤・パート	自営業・その他
平成18年度	2,707件	1,590件	747件	788件	55件
平成29年度	6,702件	3,779件	1,717件	1,798件	264件
平成30年度	6,195件	3,500件	1,554件	1,760件	186件
令和元年度	5,041件	3,078件	1,408件	1,474件	196件
令和2年度	4,933件	2,963件	1,179件	1,539件	245件
令和3年度	5,339件	3,341件	1,267件	1,776件	298件
令和4年度	5,302件	3,409件	1,560件	1,603件	246件

出典：厚生労働省子ども家庭局、こども家庭庁支援局調べ

生活保護受給者等就労自立促進事業の実施状況

	①支援対象者		②就職件数		③就職率 (②/①)	
	全体	うち児童扶養手当 受給者	全体	うち児童扶養手当 受給者	全体	うち児童扶養手当 受給者
平成29年度	116,224名	33,663名	77,841件	22,726件	67.0%	67.5%
平成30年度	116,700名	35,584名	77,866件	24,151件	66.7%	67.9%
令和元年度	110,876名	35,171名	72,563件	23,497件	65.4%	66.8%
令和2年度	109,908名	31,125名	64,858件	20,339件	59.0%	65.3%
令和3年度	103,005名	29,742名	68,039件	20,239件	66.1%	68.0%
令和4年度	91,319名	25,953名	62,768件	18,822件	68.7%	72.5%

資料：厚生労働省職業安定局調べ

4. 就業支援に関する施策等

(職業訓練)

ひとり親家庭の就労に資する訓練受講支援・訓練受講中の生活費支援

ハローワークに申込

自治体のひとり親家庭支援窓口申込

	公共職業訓練	求職者支援制度	教育訓練給付	自立支援教育訓練給付金	高等職業訓練促進給付金
対象	ハローワークの求職者かつ、 主に雇用保険受給者		在職者又は原則、離職後1年以内の方で、 雇用保険の被保険者期間3年以上の方	児童扶養手当受給相当の所得水準にあるひとり親(※) ※所得要件を撤廃、計画策定等を要件に追加予定(R6.8.1~)	※所得要件を緩和予定(R6.8.1~)
期間	1か月(※)~2年	2週間(※)~6月	概ね1か月~4年	概ね1か月~4年	6か月~4年
受講費	<p>1~2か月コースを創設</p> <p>2か月から緩和</p> <p>※令和2年2月から令和6年3月末まで</p> <p>無料(テキスト代等除く)</p>		<p>■専門実践教育訓練給付(中長期的キャリア形成):受講費用の50%を支給(上限年間40万円) ※修了後1年以内に資格取得等し、就職等した場合、受講費用の20%(上限年間16万円)を追加支給 (総支給額最大224万円)</p> <p>■特定一般教育訓練給付(早期再就職・キャリア形成):受講費用の40%を支給(上限20万円)</p> <p>■一般教育訓練給付(上記以外):受講費用の20%を支給(上限10万円)</p>	<p>■受講費の60%を支給 (上限年間20万円(教育訓練給付の専門実践教育訓練給付の対象講座を受講する場合(※)は、上限年間40万円、総支給額最大4年160万円))</p> <p>※修了後1年以内に資格取得し、就職等した場合、受講費用の25%(上限年間20万円)を追加支給 (総支給額最大4年240万円) (R6.8.1~)</p>	<p>※教育訓練給付・自立支援教育訓練給付金と併給可能</p>
生活費	<p>■基本手当+通所手当+寄宿手当</p> <p>■基本手当日額は年齢や離職時賃金によって異なる</p> <p>■本人収入が月収8万円以下等、一定の要件を満たす場合、職業訓練受講給付金(月10万円)+通所手当+寄宿手当</p> <p>■総支給額最大2年240万円+通所手当+寄宿手当</p>		<p>■教育訓練支援給付金(中長期的キャリア形成):雇用保険の基本手当日額の80%を支給</p> <p>※専門実践教育訓練(通信制・夜間制を除く)を受講し、修了する見込みのある45歳未満の離職者に限る。</p> <p>※令和6年度末までの暫定措置</p>	<p>※※教育訓練給付と差額支給可</p>	<p>■修学期間中、月10万円(住民税課税世帯月70,500円)を支給</p> <p>■修学の最終年限1年間に限り支給額を4万円加算</p> <p>■年額上限168万円、総支給額最大4年528万円</p>
訓練内容例	<p>■ものづくり分野(金属加工科、住環境計画科等)</p> <p>■事務系、介護系、情報系等</p>	<p>■Word・Excel等の基礎</p> <p>■介護系(介護福祉サービス科等)</p> <p>■情報系(ソフトウェアプログラマー養成科等)</p>	<p>■趣味的・教養的または入門的・基礎的な水準のもの等以外で、厚生労働大臣が指定する教育訓練</p>	<p>■主に教育訓練給付の対象となる教育訓練</p>	<p>■看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、調理師、製菓衛生師、シスコシステムズ認定資格、LPIC認定資格等</p>

オンライン訓練の設定を促進

公共職業訓練の実施

母子家庭の母等の職業能力を開発し、就職を支援するため、訓練の受講を希望し、本人の職業能力・求職条件等から受講の必要性が高い者に対し無料の公共職業訓練の受講をあっせんしている。

なお、雇用保険受給資格者以外の母子家庭の母等が公共職業安定所長の指示により公共職業訓練を受講する場合には、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき、訓練手当が支給される。

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づく訓練手当の支給人数
(雇用保険受給資格者以外の母子家庭の母等が公共職業安定所長の指示により公共職業訓練を受講する場合)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受給件数	363件	281件	254件	195件	214件	220件

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和6年度予算案 163 億円の内数 (162 億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算

1 事業の目的

- 母子家庭の母又は父子家庭の父が教育訓練講座を受講する場合にその経費の一部を支給することにより、主体的な能力開発の取組を支援し、母子家庭及び父子家庭の自立の促進を図ることを目的とする。
- 利用者の負担軽減及び利用促進を図るため、支給割合を一部拡充するとともに、支給方法を見直し、半年ごとの分割支給を可能とする。

2 事業の概要

＜対象者＞

- 次のいずれにも該当する母子家庭の母又は父子家庭の父に支給
 - 改** ① 自立に向けた計画(母子・父子自立支援プログラム)の策定等を受けている者(児童扶養手当受給相当の所得要件を撤廃)
 - ② 就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場などから判断して当該教育訓練が適職に就くため必要と認められること

＜対象講座＞

- 実施主体の自治体の長が指定
 - ① 雇用保険制度の一般又は特定一般教育訓練給付の指定講座 《対象講座の例》簿記検定試験、介護職員初任者研修 等
 - ② 同制度の専門実践教育訓練給付の指定講座(専門資格の取得を目的とする講座に限る)
- ※ ①・②に準じるものとして、都道府県等の長が地域の実情に応じて指定した講座を含む。

＜支給内容＞

- 雇用保険法の規定による教育訓練給付金の支給を受けることができない者
 - ① 上記対象講座の①を受講する者：受講料の6割相当額、上限20万円
 - ② 上記対象講座の②を受講する者：受講料の6割相当額、修学年数×上限40万円
 - 雇用保険法の規定による教育訓練給付金の支給を受けることができる者
 - 1に定める額から教育訓練給付金の額を差し引いた額
- ※ 1、2のいずれの場合も、12,000円を超えない場合は支給しない。
- 改** ⇒ 修了後1年以内に資格取得等し、就職等した場合、受講費用の25%(上限年間20万円)を追加支給(最大85%の支給)

3 実施主体等

【実施主体】都道府県・市区・福祉事務所設置町村

【補助率】国3/4、都道府県等1/4

【事業実績】

令和4年度支給件数 2,005件 就業実績 1,559件

【実施自治体数】

(注) ()内は、都道府県、市等における実施割合。

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
令和4年度	47か所 (100.0%)※	20か所 (100.0%)	61か所 (98.4%)	725か所 (92.9%)	853か所 (93.8%)

※ 都道府県47か所には、県内の全市町村で実施している2自治体を含む(島根県、広島県)。

自立支援教育訓練給付金事業

母子家庭の母及び父子家庭の父の主体的な能力開発の取組を支援し、自立を促進するため、母子家庭の母及び父子家庭の父が、教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部を支給する自立支援教育訓練給付事業を実施している。

平成15年度から母子家庭の母を対象に事業を開始し、平成25年度からは、事業の対象に父子家庭を追加して実施している。実施主体は、地方公共団体（都道府県、市及び福祉事務所設置町村）であり、対象となる教育訓練講座は、雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座に加え、都道府県等の長が地域の実情に応じて定めることができることになっている。

自立支援教育訓練給付金事業の実施状況

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
平成15年度	35か所(74.5%)	1か所(7.7%)	6か所(17.1%)	116か所(17.6%)	158か所(21.0%)
平成29年度	47か所(100.0%)	20か所(100.0%)	48か所(100.0%)	739か所(93.7%)	854か所(94.5%)
平成30年度	47か所(100.0%)※	20か所(100.0%)	54か所(100.0%)	740か所(94.4%)	861か所(95.1%)
令和元年度	47か所(100.0%)※	20か所(100.0%)	58か所(100.0%)	718か所(91.8%)	843か所(92.9%)
令和2年度	47か所(100.0%)※	20か所(100.0%)	60か所(100.0%)	724か所(92.8%)	851か所(93.8%)
令和3年度	47か所(100.0%)※	20か所(100.0%)	61か所(98.4%)	721か所(92.4%)	849か所(93.4%)
令和4年度	47か所(100.0%)※	20か所(100.0%)	61か所(98.4%)	725か所(92.9%)	853か所(93.8%)

出典：厚生労働省子ども家庭局、こども家庭庁支援局調べ

(注) ()内は、都道府県、市等における実施割合。

※ 都道府県47か所には、県内の全市町村で実施している2自治体を含む（島根県、広島県）。

自立支援教育訓練給付金事業の実績

<支給実績等>

	事前相談件数	受講開始件数	支給件数
平成15年度	1,569件	483件	186件
平成29年度	5,224件	2,936件	1,965件
平成30年度	5,982件	3,493件	2,591件
令和元年度	5,269件	3,056件	2,459件
令和2年度	5,196件	2,945件	2,031件
令和3年度	5,316件	2,989件	2,248件
令和4年度	5,097件	2,676件	2,005件

<就業実績>

	総数			
		常勤	非常勤・パート	自営業・その他
平成15年度	89件	27件	57件	5件
平成29年度	1,619件	846件	729件	44件
平成30年度	2,183件	1,229件	908件	46件
令和元年度	1,992件	1,215件	746件	31件
令和2年度	1,540件	854件	644件	42件
令和3年度	1,657件	932件	663件	62件
令和4年度	1,559件	902件	594件	63件

出典：厚生労働省子ども家庭局、こども家庭庁支援局調べ

<母子家庭等対策総合支援事業費補助金> 令和6年度予算案 163 億円の内数 (162 億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算

1 事業の目的

- 母子家庭の母又は父子家庭の父の就職を容易にするために必要な資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的とする。

2 事業の概要

<対象者>

- 養成機関において修業を開始した日以降において、次のいずれにも該当する母子家庭の母又は父子家庭の父に支給
 - ① 児童扶養手当の支給を受けているか又は同等の所得水準にあること
改 ⇒児童扶養手当受給相当の所得要件を緩和(所得制限水準を超過した場合であっても、1年に限り引き続き対象者とする。)
 - ② 養成機関において6月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者であること
改 ※ 令和5年度末までの拡充措置であった訓練期間の緩和措置(1年以上→6月以上)を恒久化。

<対象資格・訓練>

- 就職の際に有利となる資格であって、養成機関において6月以上修業するものについて、地域の実情に応じて定める。
 《対象資格の例》看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、調理師、製菓衛生師、シスコシステムズ認定資格、LPⅠ認定資格等
改 ※ 令和5年度末までの拡充措置であった対象資格の拡大措置(6月以上の訓練を通常必要とする民間資格)を恒久化。

3 実施主体等

【実施主体】都道府県・市区・福祉事務所設置町村

【実施自治体数】

【補助率】国3/4、都道府県等1/4

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
令和4年度	47か所 (100.0%)※	20か所 (100.0%)	62か所 (100.0%)	751か所 (96.3%)	880か所 (96.8%)

【支給対象期間】修業する期間(上限4年)

【支給額】

月額10万円(住民税課税世帯は月額70,500円)
 修学の最終年限1年間に限り支給額を4万円加算する。

(注) ()内は、都道府県、市等における実施割合。
 ※ 都道府県47か所には、県内の全市町村で実施している2自治体を含む(島根県、広島県)。

【令和4年度総支給件数】8,093件(全ての修学年次を合計)

【令和4年度資格取得者数】2,929人(看護師 984人、准看護師 723人、保育士 264人、美容師 129人など)

【令和4年度就職者数】2,149人(看護師 846人、准看護師 419人、保育士 203人、美容師 98人など)

高等職業訓練促進給付金等事業

経済的な自立に効果的な資格の取得により、母子家庭の母及び父子家庭の父が、児童扶養手当から早期脱却することを支援するため、養成機関で修学する場合に、当該期間中の生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的に給付金を支給する高等職業訓練促進給付金等事業を実施している。

平成15年度から母子家庭の母を対象に事業を開始し、平成25年度からは、事業の対象に父子家庭を追加して実施している。実施主体は、都道府県、市、福祉事務所設置町村であり、対象となる資格については、都道府県等の長が地域の実情に応じて定めることになっている。

高等職業訓練促進給付金等事業の実施状況

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
平成15年度	29か所(61.7%)	1か所(7.7%)	6か所(17.1%)	91か所(13.8%)	127か所(16.9%)
平成29年度	47か所(100.0%)	20か所(100.0%)	48か所(100.0%)	757か所(95.9%)	872か所(96.5%)
平成30年度	47か所(100.0%)※	20か所(100.0%)	54か所(100.0%)	753か所(96.0%)	874か所(96.6%)
令和元年度	47か所(100.0%)※	20か所(100.0%)	58か所(100.0%)	738か所(94.4%)	863か所(95.1%)
令和2年度	47か所(100.0%)※	20か所(100.0%)	60か所(100.0%)	739か所(94.7%)	866か所(95.5%)
令和3年度	47か所(100.0%)※	20か所(100.0%)	62か所(100.0%)	735か所(94.2%)	864か所(95.0%)
令和4年度	47か所(100.0%)※	20か所(100.0%)	62か所(100.0%)	751か所(96.3%)	880か所(96.8%)

出典：厚生労働省子ども家庭局、こども家庭庁支援局調べ

(注) ()内は、都道府県、市等における実施割合。

※ 都道府県47か所には、県内の全市町村で実施している2自治体を含む（島根県、広島県）。

高等職業訓練促進給付金等事業の実績

<支給実績等>

	総支給件数	資格取得者件数
平成29年度	7,312件	2,585件
平成30年度	7,990件	2,647件
令和元年度	7,348件	2,855件
令和2年度	6,903件	2,701件
令和3年度	7,774件	2,757件
令和4年度	8,093件	2,929件

<就業実績>

	総数	就業形態		
		常勤	非常勤・パート	自営業・その他
平成15年度	128件	112件	13件	3件
平成29年度	1,993件	1,797件	173件	23件
平成30年度	2,106件	1,909件	177件	20件
令和元年度	2,121件	1,835件	248件	38件
令和2年度	2,088件	1,842件	228件	18件
令和3年度	2,092件	1,802件	256件	34件
令和4年度	2,149件	1,697件	389件	63件

出典：厚生労働省子ども家庭局、こども家庭庁支援局調べ

高等職業訓練促進資金貸付事業

高等職業訓練促進給付金を活用して就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の自立の促進を図るため、高等職業訓練促進資金（入学準備金50万円、就職準備金20万円）を貸し付ける事業を実施している。

<貸付実績>

	入学準備金 貸付件数	就職準備金 貸付件数
平成29年度	1,977件	821件
平成30年度	1,542件	907件
令和元年度	1,290件	889件
令和2年度	1,166件	916件
令和3年度	1,193件	915件
令和4年度	1,077件	759件

出典：厚生労働省子ども家庭局、こども家庭庁支援局調べ

1 事業の目的

- ひとり親家庭の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、その費用の一部を支給する。

2 事業の概要

<対象者>

- ひとり親家庭の親又は児童であって、次の要件の全てを満たす者。ただし、高校卒業者など大学入学資格を取得している者は対象としない。
 - ① 就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場などから判断して高等学校卒業程度認定試験に合格することが適職に就くため必要と認められること
 - ② 自立に向けた計画（母子・父子自立支援プログラム）の策定等を受けていること（児童扶養手当受給相当の所得要件を撤廃）

改

<対象講座>

- 高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む。）とし、実施主体が適当と認めたもの。ただし、高卒認定試験の試験科目の免除を受けるために高等学校に在籍して単位を修得する講座を受け、高等学校等就学支援金制度の支給対象となる場合は、本事業の対象としない。

<支給内容>

(1) 通信制の場合

- ① 受講開始時給付金：
受講費用の4割（上限10万円）
- ② 受講修了時給付金：
受講費用の1割（①と合わせて上限12万5千円）
- ③ 合格時給付金：
受講費用の1割（①②と合わせて上限15万円）

(2) 通学又は通学及び通信併用の場合

- ① 受講開始時給付金：
受講費用の4割（上限20万円）
- ② 受講修了時給付金：
受講費用の1割（①と合わせて上限25万円）
- ③ 合格時給付金：
受講費用の1割（①②と合わせて上限30万円）

※③は受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験に全科目合格した場合に支給

3 実施主体等

【実施主体】都道府県・市・福祉事務所設置町村

【補助率】国3 / 4、都道府県等1 / 4

【R4実施自治体数】381自治体

【R4支給実績】事前相談：189人 支給者数：119人

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

高等学校を卒業していないことから希望する就業ができないことや安定した就業が難しいなどの支障が生じているため、高等学校を卒業していない（中退を含む。）ひとり親家庭の親や子どもが、高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合において、受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金を支給するひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業を実施している。

平成27年度から事業を開始し、実施主体は地方公共団体（都道府県、市及び福祉事務所設置町村）であり、対象となる講座は、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座とし、実施主体が適当と認めたものとしている。

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施状況

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
平成30年度	39か所(83.0%)	18か所(90.0%)	40か所(74.1%)	207か所(26.4%)	304か所(33.6%)
令和元年度	37か所(78.7%)	18か所(90.0%)	44か所(75.9%)	226か所(28.9%)	325か所(35.8%)
令和2年度	40か所(85.1%)	18か所(90.0%)	45か所(75.0%)	239か所(30.6%)	342か所(37.7%)
令和3年度	39か所(83.3%)	18か所(90.0%)	48か所(77.4%)	258か所(33.1%)	363か所(39.3%)
令和4年度	40か所(85.1%)	18か所(90.0%)	50か所(80.6%)	273か所(35.0%)	381か所(41.9%)

出典：厚生労働省子ども家庭局、こども家庭庁支援局調べ

(注) ()内は、都道府県、市等における実施割合。

<支給実績>

	事前相談	支給件数
平成30年度	163件	46件
令和元年度	195件	64件
令和2年度	174件	80件
令和3年度	187件	115件
令和4年度	189件	119件

5. 就業支援に関する施策等

(雇用・就業機会の増大)

特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）

母子家庭の母等及び父子家庭の父（就職が特に困難な者）の雇用機会の増大を図るため、これらの者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対し、特定求職者雇用開発助成金を支給している。

支給額（令和4年度）

対象労働者（一般被保険者）	助成金		助成対象期間
	中小企業	中小企業以外	
①母子家庭の母等及び父子家庭の父 （短時間労働者除く）	60万円	50万円	1年
②母子家庭の母等及び父子家庭の父 （短時間労働者）	40万円	30万円	1年

支給実績

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
支給件数	28,323件	24,591件	22,592件	18,637件	18,653件	15,358件
支給額	74.3億円	65.2億円	60.2億円	51.0億円	50.8億円	41.6億円

トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）

母子家庭の母等及び父子家庭の父は、子育てとの両立のため求職活動が制限されてしまうこと、未就職期間が長いため、就労能力への不安を有すること等により就職が困難な状況にある。このため、母子家庭の母等及び父子家庭の父がその家庭環境、適性・能力にふさわしい職業につくことができるよう、国は、求人者と求職者とが相互に理解を深めるためのトライアル雇用制度（月額最大5万円（最長3か月間）を事業主に支給）を母子家庭の母等及び父子家庭の父に対しても実施し、早期就職の促進を図っている。

トライアル雇用開始人数（母子家庭の母等及び父子家庭の父）

平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
144人	131人	116人	65人	68人	62人

たばこ事業法の許可基準の特例

製造たばこの小売販売業の許可に当たっては、母子及び父子並びに寡婦福祉法第26条及び第34条に基づき、同法第6条第4項に規定する寡婦若しくは同条第6項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものに該当する者については、許可基準の特例として、大蔵省告示（平成10年大蔵省告示第74号）2（1）に基づいて、同告示1の距離基準を緩和した距離（距離基準に100分の80を乗じて得た距離）を適用しているところであり、令和4年度において、本特例を適用して4件の新規許可を行った。

通常の距離基準（平成10年大蔵省告示第74号）

（単位：メートル）

	繁華街（A）	繁華街（B）	市街地	住宅地（A）	住宅地（B）
指定都市	25	50	100	200	300
市制施行地	50	100	150	200	300
町村制施行地	—	—	150	200	300

（注）母子及び寡婦に対する特例は上記距離に100分の80を乗じた距離を適用する。

母子及び寡婦に対する特例を適用した新規許可状況

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
許可件数	4件	4件	3件	5件	2件	4件

資料：財務省理財局調べ

母子・父子福祉団体等への事業発注の推進

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業機会の増大を図るためには、母子・父子福祉団体等ひとり親家庭の福祉の増進を主たる目的とする団体の受注機会を増大させることも有効である。

このため、国においても、地方公共団体に対し、全国会議等を通じて、母子・父子福祉団体等の事業受注の機会の増大が図られるよう、周知を図っている。

特に、地域において自立支援の中核となる「母子家庭等就業・自立支援センター」については、母子・父子福祉団体に運営委託される例が多い。

また、「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」に基づき、母子・父子福祉団体等の受注機会の増大を図るため、予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に母子・父子福祉団体等から物品及び役務を調達するよう努めることとしている。

母子・父子福祉団体等へ事業発注を行っている自治体数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
自治体数	90か所	79か所	77か所	73か所

(注) 令和4年度の集計を行うに当たって精査を行ったことにより、令和3年度分の公表時点から項目の修正を行っております。

母子・父子福祉団体等からの物品及び役務の調達状況

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
国	件数	169	230	252	181	186	185
	金額(千円)	7,994	9,736	15,371	7,563	12,257	10,002
地方公共団体	件数	470	629	461	492	369	293
	金額(千円)	3,823,096	2,545,817	2,093,828	2,141,545	2,114,778	2,048,993

(注) 国には、独立行政法人又は特殊法人を含み、地方公共団体には、地方独立行政法人を含む。

出典：厚生労働省子ども家庭局、こども家庭庁支援局調べ

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業支援を図る優良企業等の表彰

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業を推進するためには、母子家庭の母・父子家庭の父を雇用する企業側にも働きかけ、母子家庭の母及び父子家庭の父が働きやすい環境整備等の取組を促進することが有効である。

このため、平成18（2006）年度に、母子家庭の母の就業支援を図る優良企業等の表彰制度を創設し（平成24年度より父子家庭の父の就業支援を図る企業も対象）、母子家庭の母・父子家庭の父を相当数雇用している企業、母子福祉団体等に事業を発注している企業など母子家庭の母及び父子家庭の父の就業支援に積極的に取り組んでいる企業等を年1回表彰しており、令和4（2022）年度には母子家庭の母等の就業支援に積極的に取り組んでいる1社を表彰した。

【令和4年度表彰企業】

社会医療法人ペガサス（大阪府堺市）

【こども家庭庁ホームページより】

ホームページアドレス：https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12862028/www.mhlw.go.jp/stf/newpage_32003.html

行政機関等における母子家庭の母等の雇用促進の取組

平成15年10月に厚生労働省内の母子家庭雇用促進チームによって取りまとめられた「母子家庭の雇用促進に向けた当面の取組」や、平成16年3月に母子家庭の母の就業支援に関する関係省庁連絡課長会議において申し合わされた「国の機関の非常勤職員を公募する場合に、その求人情報を母子家庭等就業・自立支援センターへ提供するとともに公益法人等に職員の求人情報を母子家庭等就業・自立支援センターへ提供することを要請するなど、母子家庭の母の就業の促進に配慮する」旨の内容に基づき、様々な機会を捉えて、国においては、国の機関の非常勤職員の求人情報を母子家庭等就業・自立支援センターへ提供するとともに、公益法人、社会福祉施設等の関係団体や地方公共団体に対し、非常勤職員等の求人情報を母子家庭等就業・自立支援センターへ提供するよう要請している。

また、平成25年3月の母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法の施行に伴い、国の各機関に対し、非常勤職員の雇い入れの際には、求人情報を近隣の母子家庭等就業・自立支援センターへ提供すること等を改めて要請している。

こうした取組みにより、令和4年度において、母子家庭等就業・自立支援センターの情報提供を通じて、国の機関には17名（1日の勤務時間が8時間で週5日勤務している者は8名、それに満たない時間数・日数で勤務している者は9名）が採用されており、地方公共団体及び関係団体には161名（1日の勤務時間が8時間で週5日勤務している者は83名、それに満たない時間数・日数で勤務している者は78名）が採用されている。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
国の機関	51名	26名	13名	33名	28名	17名
1日8時間週5日勤務	21名	7名	6名	14名	12名	8名
上記に満たない者	30名	19名	7名	19名	16名	9名
地方公共団体及び関係団体	346名	244名	237名	222名	145名	161名
1日8時間週5日勤務	169名	111名	83名	85名	57名	83名
上記に満たない者	177名	133名	154名	137名	88名	78名

資料：厚生労働省子ども家庭局、こども家庭庁支援局調べ

6. 生活支援に関する施策

ひとり親家庭等日常生活支援事業

母子家庭、父子家庭及び寡婦が、安心して子育てをしながら生活することができる環境を整備するため、修学や疾病などにより生活援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員を派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等において子どもの世話等を行うひとり親家庭等日常生活支援事業を実施している。

また、乳幼児又は小学校に就学する児童のいるひとり親家庭について、就業上の理由により帰宅時間が遅くなる等の場合の定期的な利用を可能としている。

ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施状況

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指定都市	19か所 (95.0%)	19か所 (95.0%)	18か所 (90.0%)	17か所 (85.0%)	17か所 (85.0%)	17か所 (85.0%)
中核市	29か所 (60.4%)	33か所 (61.1%)	33か所 (56.9%)	37か所 (61.7%)	35か所 (56.5%)	35か所 (56.5%)
一般市・町村	868か所 (51.9%)	856か所 (51.3%)	814か所 (48.9%)	776か所 (46.7%)	669か所 (42.1%)	614か所 (37.0%)
合計	916か所 (52.6%)	908か所 (52.2%)	864か所 (49.6%)	830か所 (46.7%)	751か所 (42.0%)	666か所 (37.2%)

(注) () 内は、市等における実施割合。

利用実績

区分	平成29年度			平成30年度			令和元年度			令和2年度			令和3年度			令和4年度		
	母子家庭・寡婦	父子家庭	合計	母子家庭・寡婦	父子家庭	合計	母子家庭・寡婦	父子家庭	合計	母子家庭・寡婦	父子家庭	合計	母子家庭・寡婦	父子家庭	合計	母子家庭・寡婦	父子家庭	合計
実件数	2,704件	319件	3,023件	2,422件	307件	2,729件	3,986件	292件	4,278件	2,198件	268件	2,466件	2,422件	241件	2,663件	2,158件	213件	2,371件
延べ件数	31,640件	6,664件	38,304件	33,427件	6,358件	39,785件	28,597件	5,983件	34,580件	21,930件	5,214件	27,144件	19,375件	3,930件	23,305件	20,151件	4,492件	24,643件

出典：厚生労働省子ども家庭局、こども家庭庁支援局調べ

ひとり親家庭等生活向上事業

ひとり親家庭等は、就業や家事等日々の生活に追われ、家計管理、子どものしつけ・育児又は自身や子どもの健康管理など様々な面において困難に直面することとなる。

また、ひとり親家庭の親の中には高等学校を卒業していないことから希望する就業ができないことや安定した就業が難しいなどの支障が生じている。このため、生活に関する悩み相談、家計管理・育児等に関する専門家による講習会の実施、高等学校卒業程度認定試験合格のための学習支援等を行うひとり親家庭等生活向上事業を実施している。

※ 平成28年度より、従来の「ひとり親家庭等相談事業」、「生活講習会等事業」及び「ひとり親家庭情報交換事業」等を再編し、「ひとり親家庭等生活支援事業」を実施している。

また、「児童訪問援助事業（ホームフレンド事業）」及び「学習支援ボランティア事業」を再編し、「子どもの生活・学習支援事業」を実施している。

ひとり親家庭等生活向上事業の実施状況

	指定都市	中核市	一般市・町村	合計
平成28年度	19か所 (95.0%)	23か所 (47.9%)	810か所 (48.4%)	852か所 (48.9%)
平成29年度	18か所 (90.0%)	23か所 (47.9%)	857か所 (51.2%)	898か所 (51.6%)
平成30年度	18か所 (90.0%)	37か所 (68.5%)	884か所 (53.0%)	939か所 (53.9%)
令和元年度	18か所 (90.0%)	30か所 (51.7%)	854か所 (51.4%)	902か所 (51.8%)
令和2年度	16か所 (80.0%)	34か所 (56.7%)	855か所 (51.5%)	905か所 (52.0%)
令和3年度	17か所 (85.0%)	34か所 (54.8%)	820か所 (49.4%)	897か所 (50.2%)
令和4年度	18か所 (90.0%)	34か所 (54.8%)	535か所 (32.2%)	587か所 (33.7%)

(注) ()内は、市等における実施割合。

ひとり親家庭等生活向上事業の実績

1. ひとり親家庭等生活支援事業

- ① 相談支援事業：育児や家事、健康管理等の生活一般に係る相談に応じ、必要な助言・指導や各種支援施策の情報提供等を実施する。
- ② 家計管理・生活支援講習会等事業：家計管理、子どものしつけ・育児や養育費の取得手続き等に関する講習会の開催等を実施する。
- ③ 学習支援事業：高等学校卒業程度認定試験の合格等のためにひとり親家庭の親に対して学習支援を実施する。
- ④ 情報交換事業：ひとり親家庭が互いの悩みを打ち明けたり相談しあう場を設け、ひとり親家庭の交流や情報交換を実施する。
- ⑤ 短期施設利用相談支援事業：母子生活支援施設を利用し、短期間の施設利用による子育てや生活一般等に関する相談や助言の実施、ひとり親家庭の状況に応じた各種支援の情報提供、必要に応じて施設入所に関する福祉事務所等関係機関との連絡・調整を行う。

	令和元年度			令和2年度			令和3年度			令和4年度		
	母子	父子	合計	母子	父子	合計	母子	父子	合計	母子	父子	合計
①相談支援事業 (相談延べ件数)	28,194 件	904 件	29,098 件	32,701 件	2,340 件	35,041 件	36,868 件	1,069 件	37,937 件	41,643 件	1,241 件	42,884 件
②家計管理・生活支援 講習会等事業 (受講延べ件数)	9,750 件	86 件	9,836 件	6,059 件	55 件	6,114 件	6,182 件	36 件	6,218 件	5,859 件	46 件	5,905 件
③学習支援事業 (利用延べ件数)	9 件	0 件	9 件	0 件	0 件	0 件	81 件	0 件	81 件	32 件	0 件	32 件
④情報交換事業 (開催数)	286回			207回			393回			492回		
⑤短期施設利用相談支援事業 (利用件数)	-			-			43件			14件		

2. 子どもの生活・学習支援事業

ひとり親家庭の子どもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもに対し、児童館・公民館や民家等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、食事の提供等を行う子どもの生活・学習支援事業を実施する。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
①実施か所数	-	-	930か所	799か所	896か所
うち、食事提供あり	-	-	59か所	54か所	48か所
②利用延べ人数	258,703人	285,370人	268,143人	279,393人	538,424人

出典：厚生労働省子ども家庭局、こども家庭庁支援局調べ

住宅支援資金貸付事業

母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者に対し、原則12か月に限り、入居している住宅の家賃の実費（上限4万円）を貸し付ける事業を実施している。
（令和3年創設）

<貸付実績>

	貸付件数
令和3年度	703件
令和4年度	1,729件

※厚生労働省子ども家庭局、こども家庭庁支援局調べ

母子世帯等の住居の状況

母子世帯等の住居の状況

(単位：世帯)

	総数	持ち家	借家等						不詳	
			公営住宅	公社・公団住宅	社宅など	賃貸住宅	間借	同居		その他
母子世帯	1,195,128 (100.0%)	410,548 (34.4%)	148,137 (12.4%)	24,661 (2.1%)	4,599 (0.4%)	438,578 (36.7%)	10,135 (0.8%)	138,702 (11.6%)	12,687 (1.1%)	7,080 (0.6%)
父子世帯	148,711 (100.0%)	98,088 (66.0%)	4,582 (3.1%)	1,825 (1.2%)	2,735 (1.8%)	26,210 (17.6%)	795 (0.5%)	11,989 (8.1%)	1,097 (0.7%)	1,391 (0.9%)

出典：厚生労働省「令和3年度全国ひとり親世帯等調査」

※全国ひとり親世帯等調査は抽出調査であるため、世帯数は推計値。

(参考) 普通世帯の住居の状況

(単位：千世帯)

普通世帯 (a+b+c)	主世帯 (a) 1)	持ち家	借家総数				同居世帯 (b)	住宅以外の建 物に居住 (c)
			公営住宅	都市再生機構・ 公社の借家	民営借家	給与住宅		
			53,788.0 (100.0%)	53,616.3 (99.6%)	32,801.5 (61.2%)	1,922.3 (3.6%)		

普通世帯：住居と生計をともにしている家族などの世帯。

主世帯：1住宅に1世帯が住んでいる場合はその世帯を「主世帯」とし、1住宅に2世帯以上住んでいる場合はそのうちの主な世帯を「主世帯」とし、他の世帯を「同居世帯」とした。

1) 住宅の所有の関係「不詳」を含む。

出典：総務省統計局「住宅・土地統計調査」(平成30年)より家庭福祉課作成

住居の安定確保

住宅は生活の重要な基盤であり、母子家庭等が、安心して子育てと就業又は就業のための訓練との両立が可能となるよう、住居の安定確保を図り、生活面での支援体制を整備することが重要である。このため以下の措置を実施している。

(1) 公営住宅

公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより、その住居の安定を図ることを目的とするものであるが、母子家庭等については、公営住宅への入居者の選考に際し、住宅に困窮する低額所得者の中でも特に住宅困窮度が高い世帯として、事業主体である地方公共団体の判断により、抽選による当選率を一般の入居希望者より有利に取り扱う等の優先入居の取扱いを行うことができることとなっている。

また、母子家庭等については、家賃算定の基礎となる入居者の収入の算定にあたって、非婚の母又は父についても、ひとり親控除の対象としているところ。

(2) UR賃貸住宅

都市再生機構が管理するUR賃貸住宅においては、子育て世帯等に対し、新規募集（抽選）における倍率優遇を設定している。

また、一定の要件を満たす子育て世帯等と、これを支援する親世帯等が近居する場合に、新たにUR賃貸住宅に入居する世帯の家賃を減額する近居割の措置や、国の地域優良賃貸住宅制度を活用して、一定の要件を満たす子育て世帯等に対して、家賃を減額する措置を行う住宅等を供給している。

(3) 民間賃貸住宅

民間賃貸住宅の空き家等を活用した子育て世帯等の住宅確保要配慮者の入居を拒まないセーフティネット住宅登録制度において、セーフティネット登録住宅の登録を推進するとともに、登録住宅の改修や入居者負担の軽減等に対する支援を実施している。また、居住支援協議会等が行う民間賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供の活動等に対する支援を実施している。

母子生活支援施設

母子生活支援施設は、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設である。

施設数及び入所世帯数

	平成15年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
施設数	287施設	234施設	227施設	226施設	221施設	217施設	215施設	213施設
入所世帯数	4,366世帯	3,820世帯	3,789世帯	3,735世帯	3,367世帯	3,266世帯	3,135世帯	3,152世帯

資料：厚生労働省「福祉行政報告例」（各年度末）

母子生活支援施設の入所理由別入所状況

(単位：世帯)

入所理由	総数						
	夫等の暴力	住宅事情	経済的理由	入所前の家庭内環境の不適切	母親の心身の不安定	その他	
平成15年度	1,106 (43.3%)	511 (20.0%)	539 (21.1%)	210 (8.2%)	82 (3.2%)	104 (4.1%)	
平成29年度	774 (57.2%)	229 (16.9%)	153 (11.3%)	106 (7.8%)	45 (3.3%)	45 (3.3%)	
平成30年度	776 (58.2%)	195 (14.6%)	133 (10.0%)	146 (11.0%)	35 (2.6%)	48 (3.6%)	
令和元年度	774 (58.0%)	213 (16.0%)	145 (10.9%)	114 (8.5%)	40 (3.0%)	49 (3.7%)	
令和2年度	700 (59.6%)	166 (14.1%)	130 (11.1%)	109 (9.3%)	34 (2.9%)	35 (3.0%)	
令和3年度	640 (59.5%)	158 (14.7%)	92 (8.6%)	84 (7.8%)	61 (5.7%)	41 (3.8%)	
令和4年度	640 (56.9%)	173 (15.4%)	132 (11.7%)	93 (8.3%)	48 (4.3%)	38 (3.4%)	

※厚生労働省子ども家庭局、こども家庭庁支援局調べ
 ※割合は捨五入のため、100%にならない場合もある。

7. 養育費の確保策

養育費等支援事業の実施状況(母子家庭等就業・自立支援センターのメニュー)

※平成27年度以前は「母子家庭等地域生活支援事業」として実施。

母子家庭の母等の養育費の確保のため、弁護士による離婚前・離婚後の養育費取得のための取り決めや支払の履行・強制執行に関する法律相談を実施するほか、養育費に関する専門知識を有する相談員による相談や情報提供、母子家庭の母等が養育費の取り決め等のために家庭裁判所等へ訪れる際の同行支援のほか、講習会などを実施する。また、就業支援活動に加えて生活面での支援体制を強化するため、相談指導等の生活支援を継続的に行う。

平成28年度より「養育費等支援事業」に名称変更し、弁護士による法律相談等、養育費確保のための支援を強化した。

＜養育費等支援事業による相談（延べ）件数＞

		総数	相談内容						家庭裁判所等 への同行支援 及び書類作成 支援
			離婚・親権	養育費の取り 決め方法	親子交流	支払の履行・ 強制執行	子育て・ 生活関連	その他	
令和元年度	総数	28,037件	5,694件	5,561件	1,866件	1,084件	6,804件	7,028件	71件
	うち養育費 専門相談員	8,844件	1,935件	2,400件	852件	447件	1,014件	2,196件	22件
	うち弁護士	8,225件	2,675件	2,018件	513件	362件	342件	2,315件	34件
令和2年度	総数	28,443件	5,660件	6,449件	2,224件	1,474件	5,079件	7,557件	125件
	うち養育費 専門相談員	9,311件	1,958件	2,546件	894件	546件	1,383件	1,984件	80件
	うち弁護士	8,796件	2,350件	2,045件	567件	593件	502件	2,739件	21件
令和3年度	総数	33,707件	6,585件	6,886件	2,476件	1,751件	5,144件	10,865件	97件
	うち養育費 専門相談員	11,612件	2,281件	2,915件	1,156件	626件	1,792件	2,842件	69件
	うち弁護士	9,042件	2,654件	2,000件	524件	674件	549件	2,641件	9件
令和4年度	総数	38,215件	8,127件	7,939件	2,940件	1,755件	6,165件	11,289件	175件
	うち養育費 専門相談員	15,800件	3,389件	4,102件	1,497件	660件	2,812件	3,342件	94件
	うち弁護士	8,954件	2,757件	1,857件	589件	652件	572件	2,527件	28件

※同一の者が、一度に複数の内容について相談を行った場合は、それぞれの区分に1件を計上し、その合計を総数としている。

出典：厚生労働省子ども家庭局、こども家庭庁支援局調べ

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和6年度予算案 163 億円の内数（162 億円の内数） ※（ ）内は前年度当初予算

1 事業の目的

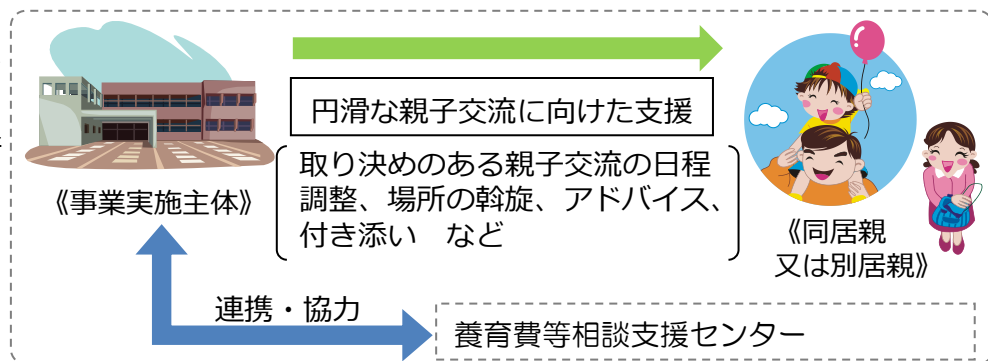
- 平成23年6月に公布された民法改正法において、協議離婚で定めるべき「子の監護について必要な事項」として、親子の交流が明示された。
- 適切な親子交流がこどもの健やかな育ちを確保する上で有意義であることから、親子交流を希望し、合意が得られたひとり親家庭を対象に、継続的な親子交流の支援を行う。

2 事業の概要

- 事前相談、支援内容の決定、親子交流援助等を適切に実施できる親子交流支援員を配置
- 支援の対象は、親子交流の取り決めを行っていて、父母間で合意があり、概ね15歳未満のこどもとの親子交流を希望する別居親又はこどもと別居親との親子交流を希望する同居親

改 支援の要件としていた**児童扶養手当受給相当の所得要件を撤廃**

- 別居親又は同居親からの申請により、両者に対し必ず事前相談を実施するとともに、支援の内容、方法、日程、実施頻度等を記載した親子交流支援計画を作成
- 支援計画に基づき、親子交流当日のこどもの引き取り、相手方への引き渡し、交流の場に付き添うなどの援助を実施
- 援助の実施頻度は原則として1月に1回まで、支援期間は最長で1年間
- 支援員は、こどもの受け渡しや付き添いの際には、こどもの心情に十分配慮した対応を行う
- 必要に応じ、可能な範囲において、交流場所の斡旋を行う
- 専門的見地からの指導・助言ができる民間団体等に再委託も可



3 実施主体等

【実施主体】 都道府県・市区・福祉事務所設置町村
（事業の全部又は一部をNPO法人等に委託可）

【補助率】 国：1／2、都道府県等1／2

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施自治体数	10自治体	15自治体	18自治体	21自治体
相談件数	928件	1,009件	719件	546件
支援実施ケース数	80ケース	80ケース	72ケース	99ケース

*山形県、茨城県、千葉県、東京都、富山県、岐阜県、大阪府、長崎県、大分県、沖縄県、静岡市、浜松市、北九州市、熊本市、岐阜市、吹田市、尼崎市、明石市、高松市、松戸市、港区

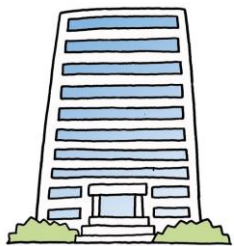
<母子家庭等対策総合支援事業費補助金> 令和6年度予算案 163 億円の内数 (162 億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算

1 事業の目的

- 離婚協議開始前の父母等に対して、離婚がこどもに与える影響、養育費や親子交流の取り決めや離婚後の生活を考える機会を提供するため、講座の開催やひとり親家庭支援施策に関する情報提供等を行うとともに、養育費等の履行確保に資する取り組みを実施する。

2 事業の概要

地方自治体



民間団体
<事業の全部又は一部を委託可>

離婚前後親支援事業

(1) 親支援講座

- ① 親支援講座
養育費の取り決めの重要性等の講義や当事者間での意見交換を実施。
- ② 情報提供
親支援講座の受講者に対し、ひとり親向けの支援施策や相談窓口の情報提供を行う。

(2) 養育費等の履行確保に資する取組

- ① 戸籍・住民担当部署との連携強化
戸籍・住民担当部署に相談員を配置し、ひとり親担当部署と連携（離婚届の受け取り時の相談支援のほか、リーフレットや動画教材の作成など）を図る。
- ② 離婚前段階からの支援体制強化
別居開始時点など低葛藤時点からの個別ヒアリングや動画教材による講義、オンラインカウンセリング等を行う。
- ③ 公正証書等による債務名義の作成支援
公正証書等による債務名義を作成するための費用等の支援を行う。
- ④ 保証契約支援
保証会社と養育費保証契約を締結するための支援を行う。
- ⑤ 戸籍抄本等の書類取得補助
家庭裁判所の調停申し立てや、裁判に要する添付書類の取得などの支援を行う。
- ⑥ 弁護士等による個別相談支援
弁護士等を配置し、養育費に関して、個々の状態に応じた専門的な相談支援を行う。
- ⑦ ADRの活用支援
裁判外紛争解決手続き（ADR）を利用した調停に係る費用への支援を行う。
- ⑧ 弁護士への依頼支援
養育費の受け取りに係る弁護士費用の支援（受取開始後1年間）を行う。
- ⑨ その他先駆的な取組
①～⑧のほか、養育費等の履行確保等に資するものとして先駆的な取組による支援を行う。

改



- こどもの心情の理解
- 離婚後の生活や子育てに関する不安を軽減
- 同じ境遇にある当事者との交流などにより、孤立感を解消
- 養育費や親子交流に関する取り決めに促進
- ひとり親になって間もない段階から必要な支援の提供が可能
- 養育費の履行を確保

3 実施主体等

【実施主体】 都道府県・市区・福祉事務所設置町村（民間団体への委託可） 【補助単価】 1自治体当たり：16,000千円

【補助率】 国：1/2 都道府県・市区・福祉事務所設置町村：1/2 【R4年度実績】 176自治体

令和6年度予算案：83百万円（83百万円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 夜間・休日を含め利用しやすく、簡易・迅速な養育費の取り決めや確保等をサポートする相談機関の確保を図る。
- 国においては、相談担当者の養成と各地の相談機関の業務支援を行う。

2 事業の概要

目指すべき方向

	(母子家庭)	(父子家庭)
○養育費の取決め率の増	約47%	約28%
○養育費の受給率の増	約28%	約9%

(令和3年度全国ひとり親世帯等調査)

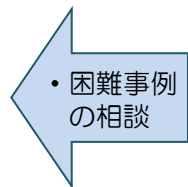


- ひとり親家庭の生活の安定
- ひとり親家庭で育つ子どもの健やかな成長

国（こども家庭庁）が養育費等相談支援センターに委託して実施（平成19年度創設）

【令和5年度委託先：（公社）家庭問題情報センター（FPIC）】

- 養育費等に係る各種手続等に関する分かりやすい情報の提供
→ホームページへの掲載、パンフレット等の作成
 - 地方公共団体等において養育費相談等に対応する人材の養成のための各種研修会の実施
 - 母子家庭等就業・自立支援センター等に対する困難事例への支援
 - 母子家庭等からの電話、メールによる相談対応
 - ・電話相談：0120-965-419（携帯電話、PHS以外）、03-3980-4108
 - ・メール相談：info@youikuhi.or.jp
 - 〔相談時間：平日（水曜日を除く）10:00～20:00
水曜日 12:00～22:00 土・祝日 10:00～18:00〕
- （参考）令和4年度実績 相談延べ件数：4,699件 研修等の実施：76回



地方自治体（都道府県等）が直営又は委託して実施

（母子家庭等就業・自立支援センター等）

- リーフレット等による情報提供
 - 養育費の取り決めや支払いの履行・強制執行の手続きに関する相談等
 - 母子家庭等への講習会の開催
 - 弁護士による法律相談（平成28年度から）
- ・養育費等支援事業実施自治体数：127自治体
 - ・養育費専門相談員による相談延べ件数：15,802件
 - ・養育費専門相談員の設置：43か所、166名
 - ・弁護士による相談実施自治体数：88自治体
 - ・弁護士による相談延べ件数：8,954件

3 実施主体等

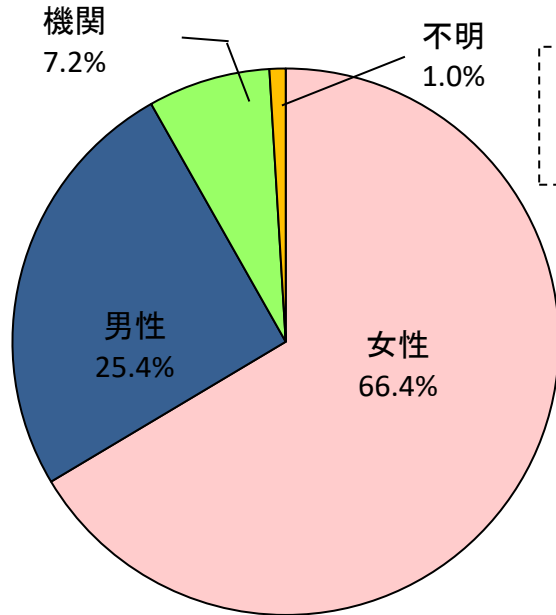
【実施主体】民間団体 【補助率等】委託契約により実施

養育費等相談支援センターにおける相談実績等（令和4年度）

相談支援

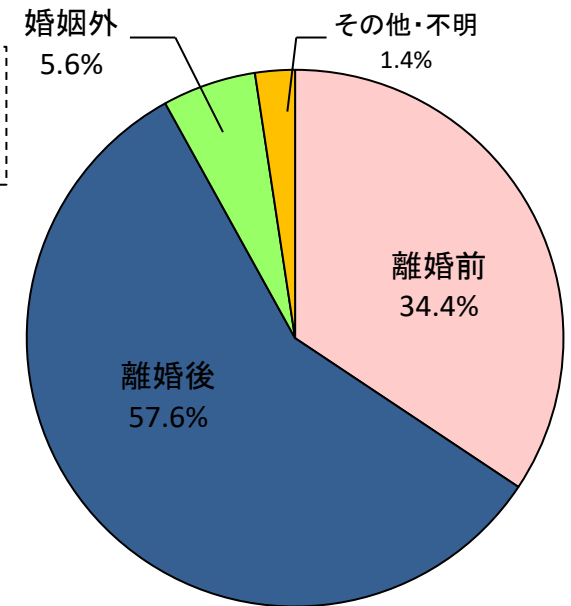
相談者別内訳（N = 3,880）

○女性が66.4%、男性が25.4%と女性からの相談が多くを占める。



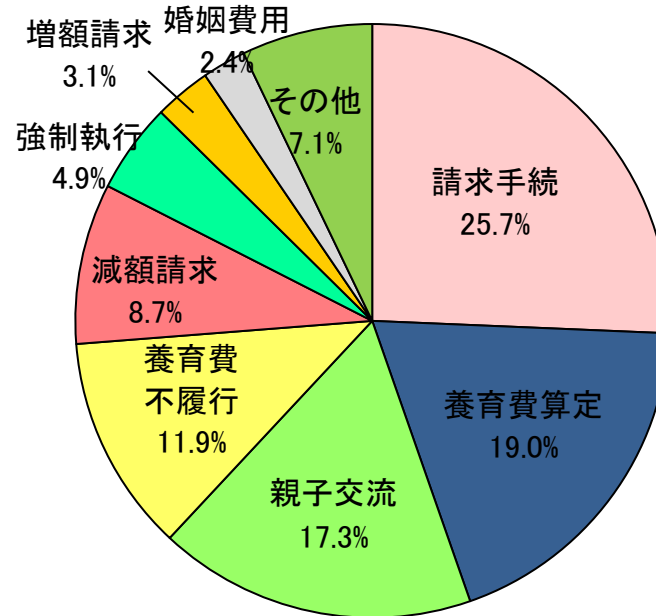
相談時期内訳（N = 3,880）

○離婚後が57.6%、離婚前が34.4%と離婚後の段階での相談が多くを占める。



相談内容内訳（N = 4,699）※複数選択有

○請求手続が25.7%と最も多く、養育費の算定が19.0%、親子交流が17.3%と続いている。



研修実施

- 母子家庭等就業・自立支援センターの養育費専門相談員や母子・父子自立支援員を対象とした全国研修会の実施
・新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑みて、オンラインにて開催
- 地方公共団体等の行う研修に対する研修講師の派遣：66か所

8. 自立を促進するための経済的支援

令和6年度予算案 1,493億円 (1,486億円) ※ () 内は前年度当初予算

1 事業の目的

- 父又は母と生計を同じくしていない児童が育成されるひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。

2 事業の概要

<支給対象者>

- 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）を監護する母等

<支給要件>

- 父母が婚姻を解消した児童、父又は母が死亡した児童、父又は母が一定程度の障害の状態にある児童、父又は母の生死が明らかでない児童等を監護していること等

<手当額（令和6年4月～）>

- 月額
 - ・全部支給：45,500円 ・一部支給：45,490円～10,740円
 - ※令和5年度単価 全部支給：44,140円 一部支給：44,130円～10,410円
- 加算額（児童2人目）
 - ・全部支給：10,750円 ・一部支給：10,740円～5,380円
 - ※令和5年度単価 全部支給：10,420円 一部支給：10,410円～5,210円
- 改**（児童3人目以降1人につき）
 - ・**児童2人目と同額※R6年11月分から**（改正前は・全部支給：6,450円 ・一部支給：6,440円～3,230円）
 - ※令和5年度単価 全部支給：6,250円 一部支給：6,240円～3,130円

<所得制限限度額（収入ベース前年の所得に基づき算定）> **※R6年11月分から**

- 全部支給（2人世帯）：**190万円**（←160万円） 一部支給（2人世帯）：**385万円**（←365万円）

<支給期月> ○ 1月、3月、5月、7月、9月、11月

3 実施主体等

【実施主体】 都道府県・市・福祉事務所設置町村

【補助率】 国 1/3、都道府県・市・福祉事務所設置町村 2/3

【受給者数】 817,967人（母775,605人、父38,952人、養育者3,410人）※令和5年3月

【改正経緯】 ①多子加算額の倍増（平成28年8月分手当から実施）

②全部支給の所得制限限度額の引き上げ（平成30年8月分手当から実施）

③支払回数を年3回から年6回に見直し（令和元年11月分手当から実施）

④ひとり親の障害年金受給者についての併給調整の方法の見直し（令和3年3月分手当から実施）

⑤所得制限限度額の引き上げ（全部及び一部支給）、第3子以降の多子加算額の増額（令和6年11月分手当から実施）

児童扶養手当受給者数の推移

○令和4年度末受給者数

(単位:人)

	総数	生別世帯		死別世帯	未婚世帯	父又は母が障害者世帯	父又は母による遺棄世帯	父又は母がDV保護命令を受けた世帯
		離婚	その他					
母子世帯	749,637 (100.0%)	640,319 (85.4%)	500 (0.1%)	4,289 (0.6%)	97,548 (13.0%)	4,507 (0.6%)	1,632 (0.2%)	842 (0.1%)
父子世帯	38,626 (100.0%)	34,431 (89.1%)	25 (0.1%)	1,870 (4.8%)	602 (1.6%)	1,567 (4.1%)	127 (0.3%)	4 (0.0%)
その他の世帯※	29,704							
計	817,967							

※その他の世帯は、2人以上の児童がそれぞれ異なる支給事由に該当する場合に当該児童を父又は母が監護等する世帯及び父又は母以外の者が養育する世帯

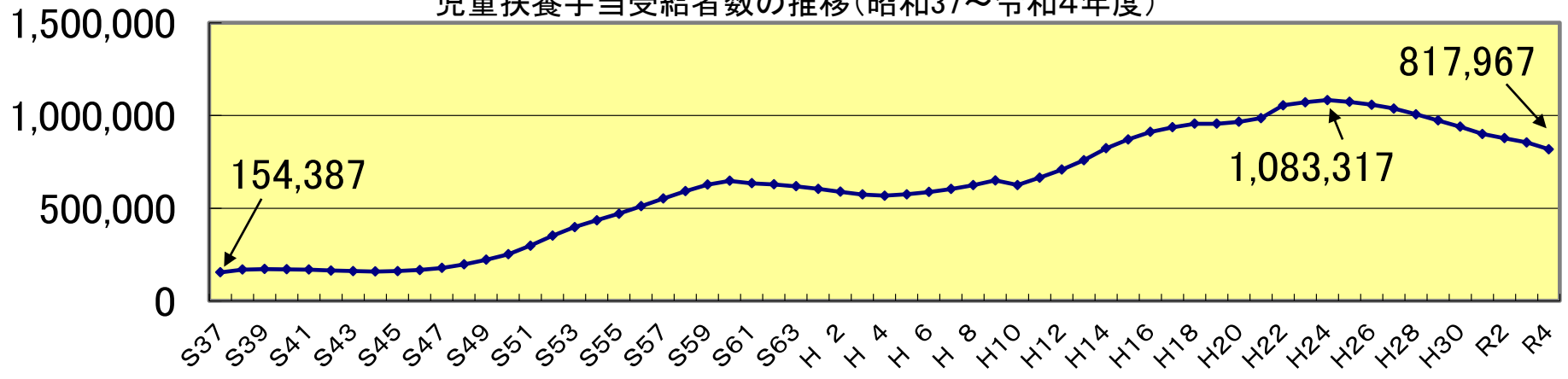
○ 先般、母子家庭の増加により、児童扶養手当の受給者数も増加していたが、平成24年度末を境に減少に転じている(平成24年度末から令和4年度末▲265,350人)。

※ 平成22年8月より、支給対象を父子家庭にも拡大

○ 令和4年度末において、全部支給者は452,161人(55.3%)、一部支給者は365,806人(44.7%)である。

児童扶養手当受給者数の推移(昭和37～令和4年度)

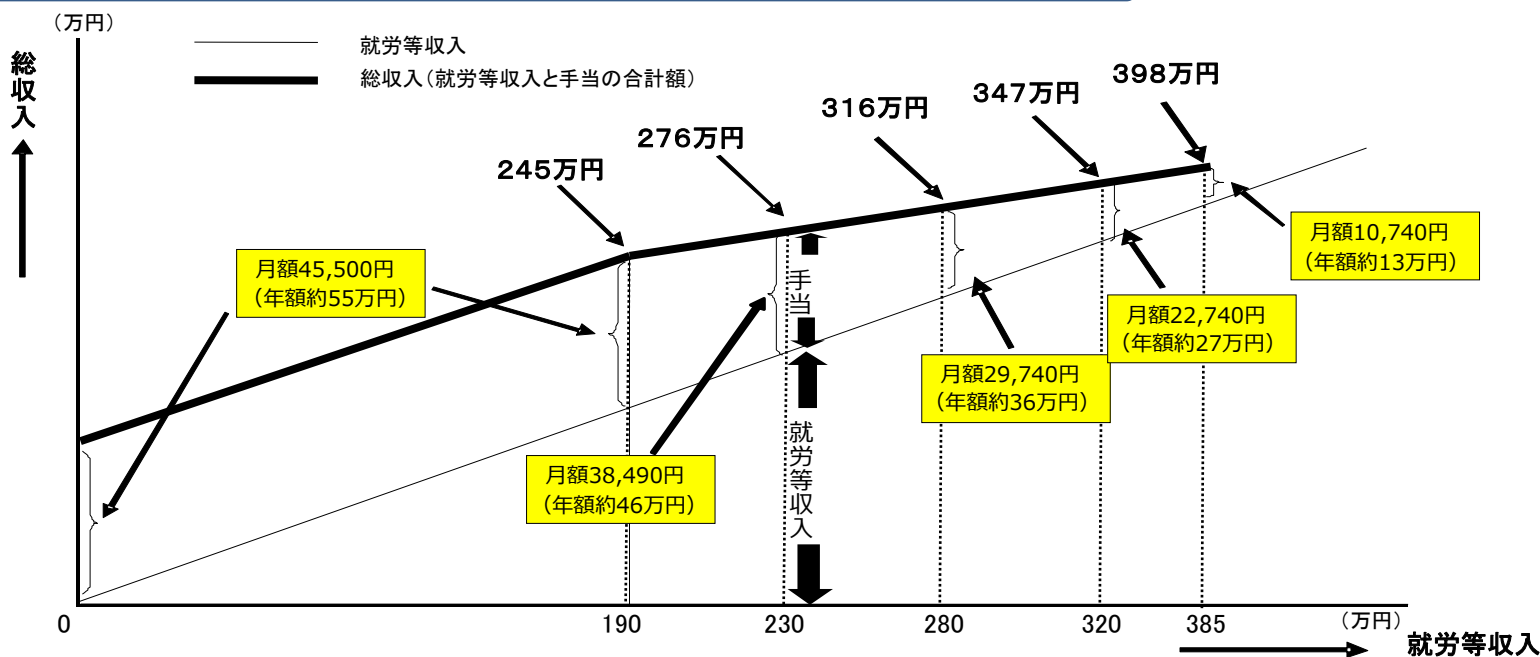
(単位:人)



児童扶養手当の所得制限限度額について

児童扶養手当の額は、受給者の所得(収入から各種控除額を減じ、さらに、受給者やその児童が父又は母から養育費を受け取っている場合にはその養育費の8割相当額を加えて算出)と扶養親族等の数を勘案して決定され、また、就労等により収入が増えるにつれて児童扶養手当を加えた総収入が増えるよう定められている。

○ 令和6年度手当額の例 (手当受給者と子1人の家庭の場合) ※令和6年11月以降



扶養親族等の数	全部支給の所得制限限度額	一部支給の所得制限限度額
0人	69万円 (142万円)	208万円 (334.3万円)
1人	107万円 (190万円)	246万円 (385万円)
2人	145万円 (244.3万円)	284万円 (432.5万円)
3人	183万円 (298.6万円)	322万円 (480万円)
4人	221万円 (352.9万円)	360万円 (527.5万円)
5人	259万円 (401.3万円)	398万円 (575万円)

※ ()内は収入額ベース。政令上は所得額で規定されており、ここに掲げた収入額は、給与所得者を例として給与所得控除額等を加えて表示した額である。

1 事業の目的

- 母子父子寡婦福祉資金は、配偶者のない女子又は配偶者のない男子であって現に児童を扶養しているもの等に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進することを目的としている。
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定に基づき行われている。

2 事業の概要

【貸付対象者】

- ① 母子福祉資金：配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの（いわゆる母子家庭の母）、母子・父子福祉団体 等
- ② 父子福祉資金：配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの（いわゆる父子家庭の父）、母子・父子福祉団体 等
（平成26年10月1日より）
- ③ 寡婦福祉資金：寡婦（配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことのあるもの） 等

【貸付金の種類】

- ①事業開始資金、②事業継続資金、③修学資金、④技能習得資金、⑤修業資金、⑥就職支度資金、⑦医療介護資金、⑧生活資金、⑨住宅資金、⑩転宅資金、⑪就学支度資金、⑫結婚資金（計12種類）

【貸付条件等】

- 利 子：貸付金の種類、連帯保証人の有無によって異なるが、無利子または、年利1.0%
- 償還方法：貸付金の種類によって異なるが、一定の据え置き期間の後、3年～20年

3 実施主体等

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市

【負担割合】国2／3、都道府県・指定都市・中核市1／3

【貸付実績（令和4年度）】

- ① 母子福祉資金：97億9,596万円（17,473件）
- ② 父子福祉資金：6億9,886万円（1,185件）
- ③ 寡婦福祉資金：2億7,407万円（392件）

※貸付金の件数・金額とも約9割が、児童の修学資金関係

母子父子寡婦福祉資金貸付金の概要

(令和5年4月1日現在)

資金種類	貸付対象等		貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期限	利率
事業開始資金	・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・母子・父子福祉団体 ・寡婦	事業(例えば洋裁、軽飲食、文具販売、菓子小売業等、母子・父子福祉団体については政令で定める事業)を開始するのに必要な設備、什器、機械等の購入資金	3,260,000円 団体 4,890,000円		1年	7年以内	(保証人有)無利子 (保証人無)年1.0%
事業継続資金	・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・母子・父子福祉団体 ・寡婦	現在営んでいる事業(母子・父子福祉団体については政令で定める事業)を継続するために必要な商品、材料等を購入する運転資金	1,630,000円 団体 1,630,000円		6ヶ月	7年以内	(保証人有)無利子 (保証人無)年1.0%
修学資金	・母子家庭の母が扶養する児童 ・父子家庭の父が扶養する児童 ・父母のない児童 ・寡婦が扶養する子	高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、大学院又は専修学校に就学させるための授業料、書籍代、交通費等(大学等に就学させる場合には、課外活動費、自宅外通学において係る経費、保健衛生費等を含む。)に必要な資金	※私立の自宅外通学の場合の限度額を例示 (大学院は国公立・私立、自宅・自宅外の区別なし) 高校、専修学校(高等課程) 月額52,500円 高等専門学校 月額[1~3年] 52,500円 [4~5年] 115,000円 専修学校(専門課程) 月額126,500円 短期大学 月額131,000円 大学 月額146,000円 大学院(修士課程) 月額132,000円 大学院(博士課程) 月額183,000円 専修学校(一般課程) 月額52,500円 (注1)高等学校、高等専門学校又は専修学校に就学する児童が18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したことにより児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合、上記の額に児童扶養手当の額を加算した額。 (注2)大学等修学支援法第3条に規定する大学等における修学の支援を受けることができる場合の限度額については、所定の額から当該支援の額に相当する額を控除した額とする。 (注3)大学等修学支援法第3条に規定する大学等における修学の支援を受けた場合、その相当額について当該支援を受けた日から6ヶ月以内の償還義務あり。	就学期間中	当該学校卒業後6ヶ月	20年以内 専修学校(一般課程)5年以内	無利子 ※親に貸付ける場合、児童を連帯借受人とする。(連帯保証人は不要) ※児童に貸付ける場合、親等を連帯保証人とする。

資金種類	貸付対象等		貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期限	利率
技能習得資金	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦 	自ら事業を開始し又は会社等に就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金(例:訪問介護員(ホームヘルパー)、ワープロ、パソコン、栄養士等)	【一般】 月額 68,000円 【特別】 一括 816,000円 (12月相当) 運転免許 460,000円	知識技能を習得する期間中5年をこえない範囲内	知識技能習得後1年	20年以内	(保証人有) 無利子 (保証人無) 年1.0%
修業資金	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の母が扶養する児童 ・父子家庭の父が扶養する児童 ・父母のない児童 ・寡婦が扶養する子 	事業を開始し又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金	月額 68,000円 特別 460,000円 (注)修業施設で知識、技能習得中の児童が18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したことにより児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合、上記の額に児童扶養手当の額を加算した額	知識技能を習得する期間中5年をこえない範囲内	知識技能習得後1年	20年以内	※修学資金と同様
就職支度資金	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の母又は児童 ・父子家庭の父又は児童 ・父母のない児童 ・寡婦 	就職するために直接必要な被服、履物等及び通勤用自動車等を購入する資金	【一般】 105,000円 【特別】 340,000円 (通勤のための自動車購入の場合)		1年	6年以内	※親に係る貸付けの場合 (保証人有) 無利子 (保証人無) 年1.0% ※児童に係る貸付けの場合修学資金と同じ
医療介護資金	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の母又は児童(介護の場合は児童を除く) ・父子家庭の父又は児童(介護の場合は児童を除く) ・寡婦 	医療又は介護(当該医療又は介護を受ける期間が1年以内の場合に限る)を受けるために必要な資金	【医療】 340,000円 特別 480,000円 【介護】 500,000円		医療又は介護終了後6ヶ月	5年以内	(保証人有) 無利子 (保証人無) 年1.0%

資金種類	貸付対象等	貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期限	利率	
生活資金	・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦	知識技能を習得している間、医療若しくは介護を受けている間、母子家庭又は父子家庭になって間もない(7年未満)者の生活を安定・継続する間(生活安定期間)又は失業中の生活を安定・継続するのに必要な生活補給資金	【一般】月額 108,000円 【技能】月額 141,000円 母子家庭の母又は父子家庭の父が生計中心者でない場合並びに現に扶養する子のない寡婦及び現に扶養する子の生計を維持していない寡婦に係る貸付けは、月額72,000円 (注1)生活安定期間の貸付は、配偶者のない女子又は男子となった事由の生じたときから7年を経過するまでの期間中、月額108,000円、合計259.2万円を限度とする。 (注2)生活安定期間中の養育費の取得のための裁判費用については、1,296,000円(一般分の12月相当)を限度として貸付けることができる。 (注3)3月相当額の一括貸付を行うことができる。	・知識技能を習得する期間中5年以内 ・医療又は介護を受けている期間中1年以内 ・離職した日の翌日から1年以内	知識技能習得後、医療若しくは介護終了後又は生活安定期間の貸付若しくは失業中の貸付期間満了後6ヶ月	(技能習得)20年以内 (医療又は介護)5年以内 (生活安定貸付)8年以内 (失業)5年以内	(保証人有)無利子 (保証人無)年1.0%
	・母子家庭の母 ・父子家庭の父	児童扶養手当受給相当まで収入が減少した者の生活を安定・継続するのに必要な生活補給資金(児童扶養手当を受給している者は除く)	児童扶養手当の支給額 ※令和5年度は月額44,140円	原則3か月以内 (都道府県等が適当と認める場合は1年まで延長可)	貸付期間満了後6ヶ月	10年以内	
住宅資金	・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦	住宅を建設し、購入し、補修し、保全し、改築し、又は増築するのに必要な資金	1,500,000円 特別 2,000,000円		6ヶ月	6年以内 特別 7年以内	(保証人有)無利子 (保証人無)年1.0%
転宅資金	・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦	住宅を移転するため住宅の貸借に際し必要な資金	260,000円		6ヶ月	3年以内	(保証人有)無利子 (保証人無)年1.0%

資金種類	貸付対象等		貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期限	利率
就学支度資金	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の母が扶養する児童 ・父子家庭の父が扶養する児童 ・父母のない児童 ・寡婦が扶養する子 	就学、修業するために直接に必要な被服等の購入に必要な資金及び受験料	※高校以上は自宅外通学の場合の限度額を例示 小学校 64,300円 中学校 81,000円 国公立高校等 160,000円 修業施設 282,000円 私立高校等 420,000円 国公立大学・短大・大学院等 420,000円 私立大学・短大・大学院等 590,000円 (注1)大学等修学支援法第8条第1項の規定による入学金の減免を受けることができる場合の限度額については、所定の額から当該減免の額に相当する額を控除した額とする。 (注2)大学等修学支援法第3条に規定する大学等における修学の支援を受けた場合、その相当額について当該支援を受けた日から6ヶ月以内の償還義務あり。		当該学校(小学校の場合は中学校)卒業後6ヶ月	就学 20年以内 修業 5年以内	※修学資金と同様
結婚資金	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦 	母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童及び寡婦が扶養する20歳以上の子の婚姻に際し必要な資金	310,000円		6ヶ月	5年以内	(保証人有) 無利子 (保証人無) 年1.0%